

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月14日

【計算期間】 第39期(自 平成30年 3 月17日 至 平成30年 9 月18日)

【ファンド名】 ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【電話番号】 03-6703-7940

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注） 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行なうことを基本とします。

（「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／債券に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	<ヘッジなし> なし <ヘッジあり> あり （フルヘッジ）

< 各分類および区分の定義 >

・商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

・属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	<ヘッジなし> 為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	<ヘッジあり> 為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

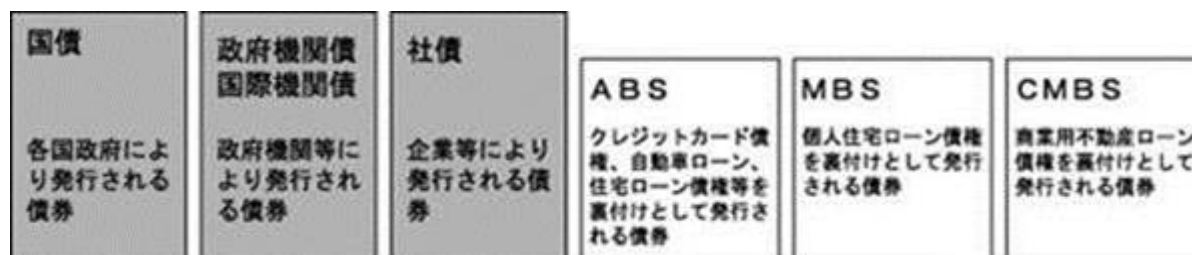
上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額は各ファンド5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色（各ファンドおよびマザーファンドの特色）

- a．当ファンドは、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。
- 投資する公社債は、取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
 - 国債の他、投資適格格付を付与されている社債、資産担保証券^{*}等にも投資します。
- ^{*} 不動産ローンや自動車ローンの債権を裏付けとして発行された証券。M B S（モーゲージ証券）、C M B S（商業用不動産ローン担保証券）、A B S（資産担保証券）などがあります。
- デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

< 投資する債券の種類と概要 >



上記は一般的な債券の概要を述べたものであり、当ファンドが実質的に投資する債券の全てを網羅するものではありません。

- b．F T S E 世界国債インデックス^{*}をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

為替ヘッジなし	F T S E 世界国債インデックス（円ベース）
為替ヘッジあり	F T S E 世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）

^{*} F T S E 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

- c．グローバルに展開するブラックロック・グループの各国拠点が運用を行ないます。

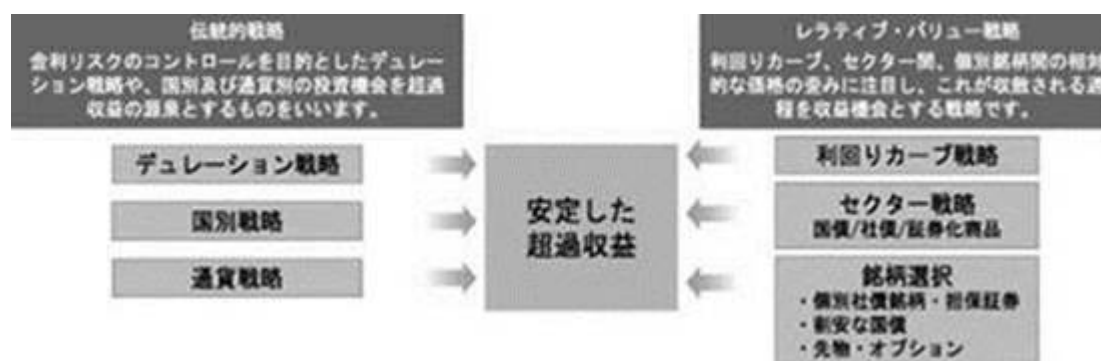
委託会社は、世界主要国の公社債等の運用指図に関する権限をブラックロック・グループの運用会社へ委託します。



運用の委託範囲の詳細については、「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 各ファンドの投資態度」をご覧ください。

<ブラックロックの債券運用の特色>

金利・為替についての相場観に過度に依存せず、計算可能な相対価値(「レラティブ・バリュー」)に基づく投資機会を発見し、積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。

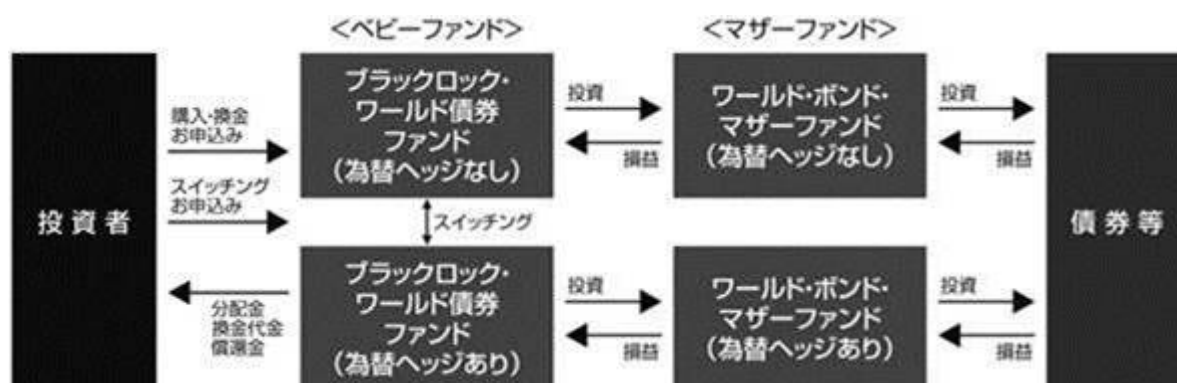


ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

d．当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行ないます。スイッチング可能な2本のファンドで構成されています。

為替ヘッジなし	原則として為替ヘッジを行ないません。
為替ヘッジあり	原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ただし、各ファンドとも一部機動的な運用を行なう場合もあります。



ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド(「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

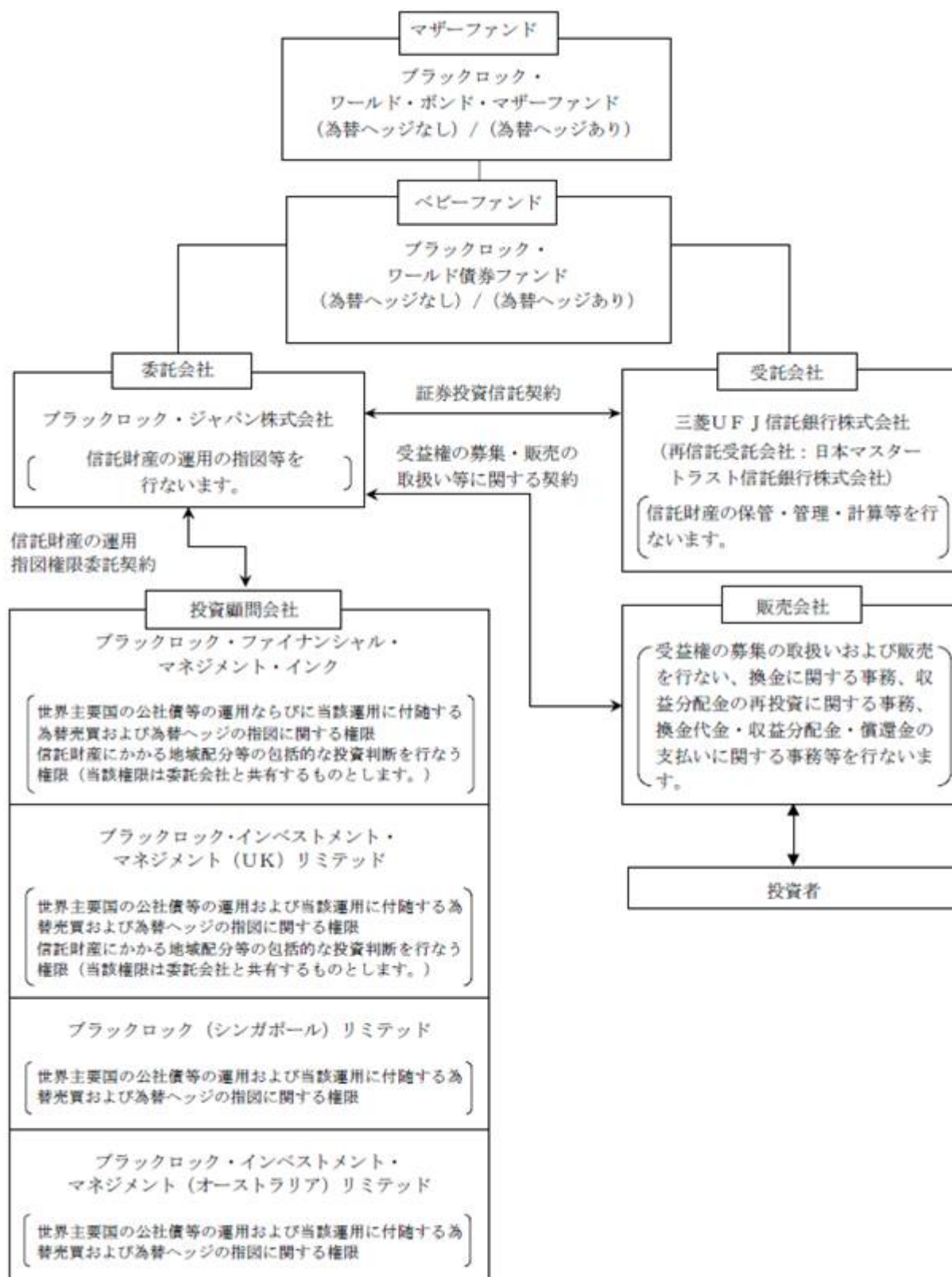
スイッチングの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2)【ファンドの沿革】

1998年12月 1 日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2000年12月 1 日	ファンド名称変更（旧メリルリンチ・マーキュリー・ワールド債券ファンド為替変動型 / 為替変動低減型）
2006年10月 1 日	ファンド名称を「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし） / （為替ヘッジあり）」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし） / （為替ヘッジあり）」へ変更
2006年10月23日	運用の基本方針の変更
2007年 1 月 4 日	投資信託振替制度への移行
2009年12月 2 日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継
2017年 6 月10日	マザーファンドの名称を「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」から「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」へ、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」から「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」へそれぞれ変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c . 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2018年9月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a . 資本金 3,120百万円

b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、ブラック ロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、ブラックロッ ク・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「為替ヘッジなし」

主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（ＢＢＢマイナス、Ｂaa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

F T S E 世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないませんが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。

「為替ヘッジあり」

主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（ＢＢＢマイナス、Ｂaa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

F T S E 世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。

「各ファンド共通」

デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ＵＫ)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック(シンガポール)リミテッド(BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ない又は行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> 各マザーファンドの運用の基本方針

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

— 運用の基本方針 —

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

F T S E 世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないませんが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。

ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック（シンガポール）リミテッド(BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）

— 運用の基本方針 —

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

F T S E 世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行なう場合もあります。

ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行なう権限（当該権限は委託会社と共有するものとします。）
ブラックロック（シンガポール）リミテッド(BlackRock (Singapore) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、世界主要国の公社債等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行なうことができます。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用が出来ない場合もあります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- c．金銭債権
- d．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主としてワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）／（為替ヘッジあり）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書

- s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、a．の証券または証書、l．ならびにq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券およびl．ならびにq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するもの、およびn．のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは、運用指図に関する権限の一部をブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック（シンガポール）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託しており、その債券運用チーム（約10名程度）によって運用されています。

ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。

基本戦略は、週次で行なわれる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャーおよびリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行ないます。

各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、およびセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的およびガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。



運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約6.44兆ドル^{*}（約732兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっております。

^{*} 2018年9月末現在。(円換算レートは1ドル=113.585円を使用)

(4)【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時（3月16日、9月16日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- a．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b．売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払時期および場所

- a．一般コースの場合は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。投資者が、支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- b．累積投資コースの場合は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行いません。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

各ファンドの約款で定める投資制限

「各ファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

a．投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．株式等への投資比率の制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

^{*} 「実質投資割合」とは、各ファンドの信託財産の純資産総額に対する、各ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

c．同一銘柄の株式への投資制限

- (a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．投資信託証券への投資制限

投資信託証券（親投資信託の受益証券を除く。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h．信用取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i．先物取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

j．スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

k．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

l．有価証券の貸付けの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

m．公社債の空売りの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

n．公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する、借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

o．外国為替予約の指図

「為替ヘッジなし」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「為替ヘッジあり」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

p．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

q．デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

r．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

投信法等関係法令で定める主な投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a．委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行ないます。

「為替ヘッジなし」は、原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行ないません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「為替ヘッジあり」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行ないますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

d．期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

b．ファンドの繰上償還

各ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

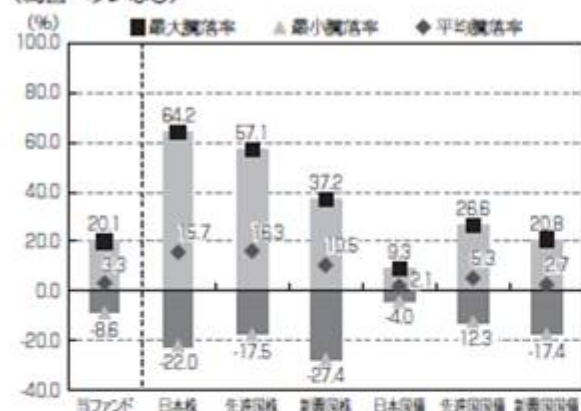
リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

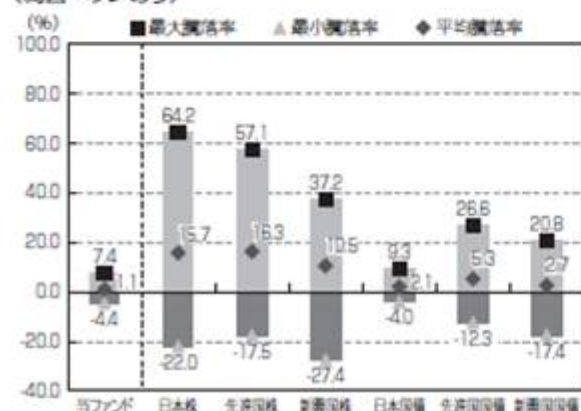
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年10月～2018年9月)

(為替ヘッジなし)



(為替ヘッジあり)



※上記グラフは、2013年10月～2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

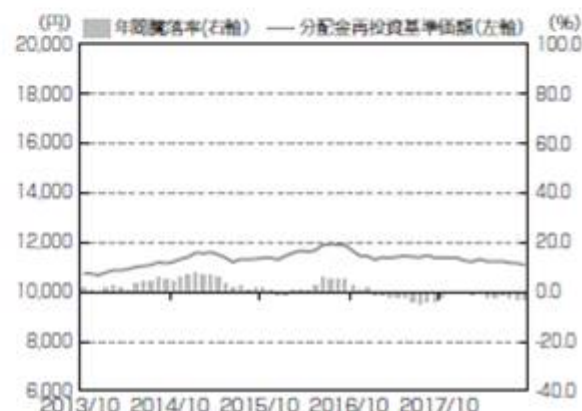
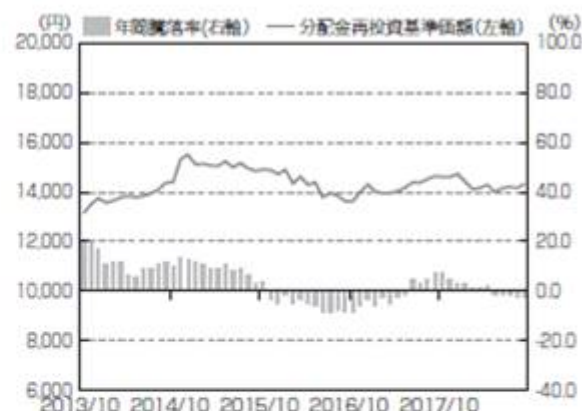
※各資産クラスの指数

- 日本株……… 東証株価指数(配当込み)
- 先進国株…… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債…… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債…… J.P.モルガン・ガバナメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバースィファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2013年10月～2018年9月)



※上記グラフは、2013年10月～2018年9月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。J.P.モルガン・ガバナメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・レディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.62%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

以下の場合には、無手数料とします。

a．スイッチングによる購入の場合

b．＜累積投資コース＞を選択した投資者が、分配金を再投資する場合

c．確定拠出年金制度において購入する場合

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3824%（税抜1.28%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
委託会社	年0.6804% (税抜0.63%)		ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.6480% (税抜0.60%)		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	純資産総額が 650億円以下の部分	年0.0540% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	650億円超1,000億円以下の部分	年0.0432% (税抜0.04%)	
	1,000億円超の部分	年0.0324% (税抜0.03%)	

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の支払時期と支払方法

信託報酬は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行なった場合はその都度、当該借入金利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成等に要する費用は、委託会社の負担とし委託者報酬より支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」をご覧ください。）

換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

上記は2018年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2018年9月末現在のものです。

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」

(1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,172,846,629	100.04
内 日本	1,172,846,629	100.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	440,397	0.04
純資産総額	1,172,406,232	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ワールド・ボンド・マ ザーファンド（為替ヘッ ジなし）	日本	親投資信託 受益証券	648,519,010	1.7922	1,162,282,876	1.8085	1,172,846,629	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2018年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20期(2009年3月16日)	969,974,529	(同左)	1.0022	(同左)
第21期(2009年9月16日)	986,559,147	991,360,476	1.0274	1.0324
第22期(2010年3月16日)	974,616,080	(同左)	1.0037	(同左)
第23期(2010年9月16日)	955,661,736	(同左)	0.9850	(同左)
第24期(2011年3月16日)	888,152,410	(同左)	0.9531	(同左)
第25期(2011年9月16日)	958,079,661	(同左)	0.9394	(同左)
第26期(2012年3月16日)	1,012,599,675	(同左)	0.9926	(同左)
第27期(2012年9月18日)	996,896,625	(同左)	0.9764	(同左)
第28期(2013年3月18日)	1,125,855,462	(同左)	1.1230	(同左)
第29期(2013年9月17日)	1,124,973,284	(同左)	1.1619	(同左)
第30期(2014年3月17日)	1,145,014,289	1,146,407,307	1.2329	1.2344
第31期(2014年9月16日)	1,192,576,920	1,193,976,349	1.2783	1.2798
第32期(2015年3月16日)	1,220,311,396	1,221,671,326	1.3460	1.3475
第33期(2015年9月16日)	1,200,050,865	1,201,398,932	1.3353	1.3368
第34期(2016年3月16日)	1,169,270,766	1,170,623,918	1.2962	1.2977
第35期(2016年9月16日)	1,097,987,033	1,099,335,172	1.2217	1.2232
第36期(2017年3月16日)	1,138,530,012	1,139,890,546	1.2552	1.2567
第37期(2017年9月19日)	1,183,596,380	1,184,952,200	1.3095	1.3110
第38期(2018年3月16日)	1,139,527,750	1,140,884,185	1.2601	1.2616
第39期(2018年9月18日)	1,156,940,610	1,158,309,032	1.2682	1.2697
2017年9月末現在	1,181,478,817	—	1.3097	—
2017年10月末現在	1,180,121,207	—	1.3074	—
2017年11月末現在	1,180,814,355	—	1.3063	—
2017年12月末現在	1,191,165,710	—	1.3181	—
2018年1月末現在	1,166,993,425	—	1.2905	—
2018年2月末現在	1,148,131,591	—	1.2629	—
2018年3月末現在	1,146,737,719	—	1.2656	—
2018年4月末現在	1,155,082,490	—	1.2774	—
2018年5月末現在	1,133,681,299	—	1.2512	—
2018年6月末現在	1,148,703,506	—	1.2650	—
2018年7月末現在	1,157,983,411	—	1.2700	—
2018年8月末現在	1,160,321,543	—	1.2657	—
2018年9月末現在	1,172,406,232	—	1.2793	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第20期	—
第21期	0.0050
第22期	—
第23期	—
第24期	—
第25期	—
第26期	—
第27期	—
第28期	—
第29期	—
第30期	0.0015
第31期	0.0015
第32期	0.0015
第33期	0.0015
第34期	0.0015
第35期	0.0015
第36期	0.0015
第37期	0.0015
第38期	0.0015
第39期	0.0015

【収益率の推移】

	収益率(%)
第20期	7.1
第21期	3.0
第22期	2.3
第23期	1.9
第24期	3.2
第25期	1.4
第26期	5.7
第27期	1.6
第28期	15.0
第29期	3.5
第30期	6.2
第31期	3.8
第32期	5.4
第33期	0.7
第34期	2.8
第35期	5.6
第36期	2.9
第37期	4.4
第38期	3.7
第39期	0.8

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第20期	69,190,070	50,728,330	967,863,615
第21期	56,470,875	64,068,600	960,265,890
第22期	70,182,085	59,437,908	971,010,067
第23期	55,890,998	56,722,652	970,178,413
第24期	42,959,351	81,273,482	931,864,282
第25期	154,231,194	66,187,411	1,019,908,065
第26期	60,121,329	59,879,870	1,020,149,524
第27期	59,946,004	59,056,672	1,021,038,856
第28期	83,978,269	102,471,821	1,002,545,304
第29期	76,093,093	110,421,197	968,217,200
第30期	51,159,950	90,697,911	928,679,239
第31期	56,500,366	52,226,579	932,953,026
第32期	56,228,638	82,561,258	906,620,406
第33期	49,466,433	57,375,177	898,711,662
第34期	37,063,083	33,672,954	902,101,791
第35期	40,608,011	43,950,340	898,759,462
第36期	42,308,945	34,045,460	907,022,947
第37期	39,913,249	43,055,781	903,880,415
第38期	43,844,260	43,434,207	904,290,468
第39期	42,034,678	34,043,259	912,281,887

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		166,560,900	100.04
	内 日本	166,560,900	100.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		63,015	0.04
純資産総額		166,497,885	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ワールド・ボンド・マ ザーファンド（為替ヘッ ジあり）	日本	親投資信託 受益証券	111,890,972	1.4923	166,985,541	1.4886	166,560,900	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2018年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20期(2009年3月16日)	409,829,459	(同左)	0.9517	(同左)
第21期(2009年9月16日)	362,664,503	(同左)	0.9660	(同左)
第22期(2010年3月16日)	346,037,827	(同左)	0.9730	(同左)
第23期(2010年9月16日)	339,424,806	(同左)	1.0041	(同左)
第24期(2011年3月16日)	303,416,761	(同左)	0.9796	(同左)
第25期(2011年9月16日)	274,440,324	(同左)	1.0011	(同左)
第26期(2012年3月16日)	256,570,635	(同左)	1.0123	(同左)
第27期(2012年9月18日)	255,968,809	(同左)	1.0316	(同左)
第28期(2013年3月18日)	255,047,471	(同左)	1.0475	(同左)
第29期(2013年9月17日)	216,041,649	(同左)	1.0376	(同左)
第30期(2014年3月17日)	207,947,929	208,240,781	1.0651	1.0666
第31期(2014年9月16日)	202,361,809	202,641,281	1.0861	1.0876
第32期(2015年3月16日)	216,896,040	217,183,996	1.1298	1.1313
第33期(2015年9月16日)	203,070,426	203,347,230	1.1004	1.1019
第34期(2016年3月16日)	181,628,827	181,870,364	1.1280	1.1295
第35期(2016年9月16日)	198,357,791	198,617,447	1.1459	1.1474
第36期(2017年3月16日)	191,636,162	191,897,399	1.1004	1.1019
第37期(2017年9月19日)	188,218,073	188,472,984	1.1075	1.1090
第38期(2018年3月16日)	173,263,874	173,501,803	1.0923	1.0938
第39期(2018年9月18日)	166,732,892	166,965,349	1.0759	1.0774
2017年9月末現在	187,681,281	—	1.1049	—
2017年10月末現在	181,565,122	—	1.1059	—
2017年11月末現在	182,315,258	—	1.1055	—
2017年12月末現在	179,426,976	—	1.1035	—
2018年1月末現在	173,096,822	—	1.0929	—
2018年2月末現在	173,252,079	—	1.0888	—
2018年3月末現在	176,218,083	—	1.0969	—
2018年4月末現在	173,481,609	—	1.0883	—
2018年5月末現在	172,483,906	—	1.0877	—
2018年6月末現在	172,362,723	—	1.0897	—
2018年7月末現在	170,331,325	—	1.0833	—
2018年8月末現在	167,383,640	—	1.0811	—
2018年9月末現在	166,497,885	—	1.0727	—

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第20期	—
第21期	—
第22期	—
第23期	—
第24期	—
第25期	—
第26期	—
第27期	—
第28期	—
第29期	—
第30期	0.0015
第31期	0.0015
第32期	0.0015
第33期	0.0015
第34期	0.0015
第35期	0.0015
第36期	0.0015
第37期	0.0015
第38期	0.0015
第39期	0.0015

収益率の推移

	収益率(%)
第20期	1.8
第21期	1.5
第22期	0.7
第23期	3.2
第24期	2.4
第25期	2.2
第26期	1.1
第27期	1.9
第28期	1.5
第29期	0.9
第30期	2.8
第31期	2.1
第32期	4.2
第33期	2.5
第34期	2.6
第35期	1.7
第36期	3.8
第37期	0.8
第38期	1.2
第39期	1.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第20期	12,057,189	24,077,643	430,626,053
第21期	10,337,291	65,546,953	375,416,391
第22期	11,634,329	31,422,505	355,628,215
第23期	25,999,454	43,590,913	338,036,756
第24期	17,891,534	46,199,228	309,729,062
第25期	7,482,233	43,076,340	274,134,955
第26期	20,336,650	41,023,336	253,448,269
第27期	14,327,549	19,641,229	248,134,589
第28期	49,426,212	54,089,521	243,471,280
第29期	32,381,696	67,647,130	208,205,846
第30期	20,646,755	33,617,628	195,234,973
第31期	11,904,380	20,824,135	186,315,218
第32期	50,312,508	44,656,434	191,971,292
第33期	29,675,235	37,110,018	184,536,509
第34期	10,722,565	34,234,129	161,024,945
第35期	20,933,602	8,854,493	173,104,054
第36期	40,182,040	39,127,856	174,158,238
第37期	7,789,996	12,006,951	169,941,283
第38期	4,957,433	16,278,759	158,619,957
第39期	9,217,975	12,866,112	154,971,820

（参考情報）

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		5,237,160,978	94.69
	内 日本	1,559,258,156	28.19
	内 アメリカ	980,248,277	17.72
	内 イタリア	610,706,521	11.04
	内 ドイツ	563,738,682	10.19
	内 フランス	448,840,875	8.12
	内 イギリス	292,079,555	5.28
	内 スペイン	223,190,209	4.04
	内 ベルギー	145,400,575	2.63
	内 カナダ	92,525,732	1.67
	内 オランダ	88,732,440	1.60
	内 オーストリア	62,865,766	1.14
	内 メキシコ	38,935,789	0.70
	内 南アフリカ	25,397,197	0.46
	内 フィンランド	25,271,959	0.46
	内 ポーランド	24,090,411	0.44
	内 デンマーク	15,503,912	0.28
	内 スウェーデン	15,324,601	0.28
	内 シンガポール	10,551,832	0.19
	内 ノルウェー	8,563,523	0.15
	内 オーストラリア	5,934,966	0.11
社債券		148,935,577	2.69
	内 イギリス	97,978,353	1.77
	内 オーストリア	23,111,495	0.42
	内 イタリア	14,082,952	0.25
	内 オランダ	13,762,777	0.25
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		144,870,626	2.62
純資産総額		5,530,967,181	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	1 3 0 2 0 年国債	日本	2031/ 9 / 20	1.800000	国債証券	241,800,000	121.36	293,450,050	119.09	287,976,546	5.21
2	9 9 2 0 年国債	日本	2027/12/20	2.100000	国債証券	194,250,000	120.19	233,476,675	118.32	229,842,427	4.16
3	3 3 8 1 0 年国債	日本	2025/ 3 / 20	0.400000	国債証券	189,500,000	103.27	195,696,650	102.61	194,463,005	3.52
4	3 3 9 1 0 年国債	日本	2025/ 6 / 20	0.400000	国債証券	186,900,000	103.31	193,093,866	102.65	191,856,588	3.47
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.5% 2020/05/31	アメリカ	2020/ 5 / 31	2.500000	国債証券	156,635,744	99.95	156,572,890	99.50	155,858,829	2.82
6	3 8 8 2 年国債	日本	2020/ 5 / 15	0.100000	国債証券	150,000,000	100.44	150,670,500	100.35	150,534,000	2.72
7	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2022/05/25	フランス	2022/ 5 / 25	—	国債証券	142,711,200	100.24	143,059,415	100.48	143,410,484	2.59
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2020/07/15	アメリカ	2020/ 7 / 15	1.500000	国債証券	146,073,734	97.88	142,981,323	97.69	142,712,576	2.58
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2020/08/15	アメリカ	2020/ 8 / 15	1.500000	国債証券	140,338,449	97.77	137,213,961	97.59	136,961,905	2.48
10	3 1 8 1 0 年国債	日本	2021/ 9 / 20	1.000000	国債証券	131,700,000	103.94	136,888,980	103.26	135,994,737	2.46
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/04/30	アメリカ	2023/ 4 / 30	2.750000	国債証券	129,185,875	99.78	128,908,543	99.12	128,055,498	2.32
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/05/31	アメリカ	2023/ 5 / 31	2.750000	国債証券	127,198,400	99.79	126,935,273	99.12	126,090,501	2.28
13	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25	フランス	2027/ 5 / 25	1.000000	国債証券	121,568,800	102.66	124,805,569	102.93	125,133,197	2.26
14	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01	イタリア	2026/12/ 1	1.250000	国債証券	134,650,660	95.77	128,957,630	90.73	122,171,236	2.21
15	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1% 2025/08/15	ドイツ	2025/ 8 / 15	1.000000	国債証券	101,747,800	105.21	107,054,965	105.62	107,468,061	1.94
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2047/02/15	アメリカ	2047/ 2 / 15	3.000000	国債証券	102,667,280	98.81	101,455,806	96.59	99,170,432	1.79
17	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.2% 2022/04/01	イタリア	2022/ 4 / 1	1.200000	国債証券	95,140,800	102.54	97,566,890	98.50	93,717,493	1.69
18	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/03/01	イタリア	2023/ 3 / 1	0.950000	国債証券	93,819,400	96.09	90,153,043	96.06	90,126,668	1.63
19	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.7% 2020/05/01	イタリア	2020/ 5 / 1	0.700000	国債証券	87,873,100	101.67	89,342,338	99.84	87,740,411	1.59
20	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/06/01	イタリア	2026/ 6 / 1	1.600000	国債証券	82,983,920	99.17	82,297,642	93.90	77,923,560	1.41
21	5 4 3 0 年国債	日本	2047/ 3 / 20	0.800000	国債証券	77,150,000	101.99	78,689,755	98.51	76,004,322	1.37
22	SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	スペイン	2028/ 4 / 30	1.400000	国債証券	75,319,800	100.74	75,884,407	99.58	75,010,988	1.36
23	SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31	スペイン	2022/ 1 / 31	5.850000	国債証券	62,898,640	120.75	75,953,881	119.02	74,867,622	1.35
24	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	イギリス	2042/12/ 7	4.500000	国債証券	47,975,190	152.81	73,315,685	149.51	71,728,186	1.30
25	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	ドイツ	2039/ 7 / 4	4.250000	国債証券	43,474,060	160.53	69,790,212	162.66	70,716,644	1.28
26	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.5% 2026/02/15	ドイツ	2026/ 2 / 15	0.500000	国債証券	64,748,600	101.12	65,479,611	101.91	65,991,773	1.19
27	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	イギリス	2044/ 1 / 22	3.250000	国債証券	52,134,030	128.69	67,092,325	125.63	65,501,195	1.18
28	3 7 3 0 年国債	日本	2042/ 9 / 20	1.900000	国債証券	50,600,000	128.18	64,861,610	124.75	63,128,054	1.14
29	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/08/15	ドイツ	2046/ 8 / 15	2.500000	国債証券	43,209,780	130.92	56,571,540	134.01	57,908,018	1.05
30	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0% 2026/08/15	ドイツ	2026/ 8 / 15	—	国債証券	56,820,200	96.55	54,862,175	97.68	55,507,653	1.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	94.69
社債券	2.69
合計	97.38

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ証券取引所	US 5YR NOTE (CBT) DEC 18	買建	49	628,483,112	625,619,862	11.31
			US 10YR NOTE FUTURE DEC 18	買建	19	259,178,485	256,242,312	4.63
			US ULTRA BOND(CBT) FUTURE DEC 18	買建	7	126,969,710	122,925,328	2.22
			US LONG BOND FUTURE DEC 18	買建	2	32,795,418	31,948,660	0.58
			US 2YR NOTE (CBT) DEC 18	買建	1	23,998,896	23,927,779	0.43
	ユーロ	EUREX	EURO-SCHATZ FUTURE DEC18	買建	6	88,743,175	88,572,120	1.60
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUST 3YR BOND FUTURE DEC 18	買建	7	63,815,015	63,699,141	1.15
			AUST 10YR BOND FUTURE DEC 18	買建	1	10,577,479	10,527,450	0.19
	ユーロ	EUREX	EURO-BOBL FUTURE DEC18	売建	1	17,258,706	17,227,091	0.31
			EURO-OAT FUTURE DEC18	売建	1	20,143,322	19,896,319	0.36
			EURO-BUXL 30Y BND DEC18	売建	5	116,512,641	114,182,174	2.06
			EURO-BUND FUTURE DEC18	売建	9	188,940,808	187,974,435	3.40
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LONG GILT FUTURE DEC 18	売建	4	71,859,859	71,757,813	1.30
	イタリア	ミラノ証券取引所	EURO-BTP FUTURE DEC18	売建	5	82,108,657	83,565,336	1.51
	日本	大阪取引所	長国 先 2018年12月	売建	4	601,158,692	600,360,000	10.85
金利先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	90DAY EURO\$ FUTR SEP 20	買建	39	1,073,641,001	1,072,095,121	19.38
			90DAY EURO\$ FUTR DEC 20	買建	8	220,085,147	219,916,948	3.98
			90DAY EURO\$ FUTR DEC 18	買建	6	165,952,195	165,798,003	3.00
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	90DAY STERLING FUTURE JUN 19	買建	3	55,119,812	55,108,343	1.00
	アメリカ	シカゴ証券取引所	FED FUND 30DAY DEC18	売建	3	138,764,781	138,772,345	2.51
		シカゴ商品取引所	90DAY EURO\$ FUTR DEC 19	売建	6	165,320,137	164,971,782	2.98
			90DAY EURO\$ FUTR MAR 21	売建	8	220,131,772	219,973,733	3.98
			90DAY EURO\$ FUTR SEP 21	売建	39	1,073,181,486	1,072,648,775	19.39
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	90DAY STERLING FUTURE DEC 19	売建	3	55,030,035	55,019,225	0.99

（注１）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

（注２）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		5,988,392,990	96.39
	内 アメリカ	1,524,868,980	24.55
	内 日本	1,245,261,305	20.04
	内 ドイツ	816,940,006	13.15
	内 イタリア	678,556,687	10.92
	内 フランス	465,239,424	7.49
	内 イギリス	384,881,273	6.20
	内 スペイン	255,212,852	4.11
	内 ベルギー	171,943,396	2.77
	内 オランダ	100,818,147	1.62
	内 カナダ	87,079,469	1.40
	内 オーストリア	77,418,637	1.25
	内 メキシコ	33,670,286	0.54
	内 フィンランド	28,182,844	0.45
	内 南アフリカ	27,132,085	0.44
	内 ポーランド	26,082,282	0.42
	内 デンマーク	20,662,325	0.33
	内 スウェーデン	12,932,559	0.21
	内 オーストラリア	12,449,598	0.20
	内 シンガポール	11,363,006	0.18
	内 ノルウェー	7,697,829	0.12
社債券		181,095,043	2.92
	内 イギリス	80,870,933	1.30
	内 オーストリア	23,111,495	0.37
	内 スウェーデン	19,811,882	0.32
	内 オランダ	15,139,055	0.24
	内 ルクセンブルグ	14,853,891	0.24
	内 イタリア	14,082,952	0.23
	内 フランス	13,224,835	0.21
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		43,007,544	0.69
純資産総額		6,212,495,577	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	3 1 8 1 0 年国債	日本	2021/ 9 /20	1.000000	国債証券	264,500,000	103.94	274,931,880	103.26	273,125,345	4.40
2	1 3 0 2 0 年国債	日本	2031/ 9 /20	1.800000	国債証券	154,700,000	121.36	187,745,430	119.09	184,243,059	2.97
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2020/07/15	アメリカ	2020/ 7 /15	1.500000	国債証券	164,676,500	97.88	161,190,266	97.69	160,887,293	2.59
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2020/08/15	アメリカ	2020/ 8 /15	1.500000	国債証券	156,726,600	97.77	153,237,248	97.59	152,955,758	2.46
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/04/30	アメリカ	2023/ 4 /30	2.750000	国債証券	144,233,900	99.78	143,924,265	99.12	142,971,853	2.30
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/05/31	アメリカ	2023/ 5 /31	2.750000	国債証券	141,962,500	99.79	141,668,831	99.12	140,726,006	2.27
7	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2020/06/12	ドイツ	2020/ 6 /12	—	国債証券	133,461,400	101.18	135,036,773	100.87	134,635,860	2.17
8	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3.25% 2021/7/4	ドイツ	2021/ 7 /4	3.250000	国債証券	118,926,000	112.02	133,222,094	110.15	131,008,881	2.11
9	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25	フランス	2027/ 5 /25	1.000000	国債証券	126,193,700	102.60	129,481,045	102.93	129,893,699	2.09
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2021/04/30	アメリカ	2021/ 4 /30	1.375000	国債証券	128,334,100	96.82	124,258,208	96.27	123,556,221	1.99
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.5% 2020/05/31	アメリカ	2020/ 5 /31	2.500000	国債証券	116,977,100	99.96	116,931,478	99.50	116,396,893	1.87
12	9 9 2 0 年国債	日本	2027/12/20	2.100000	国債証券	92,650,000	120.19	111,359,715	118.32	109,626,259	1.76
13	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/01	イタリア	2026/12/ 1	1.250000	国債証券	117,604,600	95.77	112,632,277	90.73	106,705,005	1.72
14	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/03/01	イタリア	2023/ 3 / 1	0.950000	国債証券	103,069,200	96.08	99,030,618	96.06	99,012,396	1.59
15	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2024/02/15	ドイツ	2024/ 2 /15	1.750000	国債証券	83,908,900	109.72	92,072,396	109.39	91,796,336	1.48
16	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/06/01	イタリア	2026/ 6 / 1	1.600000	国債証券	94,083,680	99.17	93,305,607	93.90	88,346,457	1.42
17	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	フランス	2041/ 4 /25	4.500000	国債証券	55,498,800	159.95	88,771,995	158.63	88,039,966	1.42
18	5 4 3 0 年国債	日本	2047/ 3 /20	0.800000	国債証券	84,450,000	102.00	86,142,754	98.51	83,195,917	1.34
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2027/02/15	アメリカ	2027/ 2 /15	2.250000	国債証券	87,448,900	95.49	83,506,703	94.12	82,307,779	1.32
20	7 9 2 0 年国債	日本	2025/ 6 /20	2.000000	国債証券	71,000,000	114.92	81,597,460	113.39	80,511,870	1.30
21	UNITED KINGDOM GILT 2% 2020/07/22	イギリス	2020/ 7 /22	2.000000	国債証券	74,265,000	102.79	76,341,449	102.09	75,823,822	1.22
22	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22	イギリス	2044/ 1 /22	3.250000	国債証券	60,154,650	128.69	77,414,222	125.63	75,578,302	1.22
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2039/8/15	アメリカ	2039/ 8 /15	4.500000	国債証券	61,782,080	124.19	76,727,782	120.65	74,541,315	1.20
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/07/31	アメリカ	2023/ 7 /31	2.750000	国債証券	73,820,500	99.77	73,656,258	99.06	73,128,801	1.18
25	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25	フランス	2023/ 5 /25	1.750000	国債証券	67,391,400	108.51	73,128,429	107.94	72,744,298	1.17
26	SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30	スペイン	2028/ 4 /30	1.400000	国債証券	68,712,800	100.81	69,274,183	99.58	68,431,077	1.10
27	BUNDESOBLIGATION 0% 2022/04/08	ドイツ	2022/ 4 / 8	—	国債証券	67,391,400	100.87	67,981,074	101.02	68,083,509	1.10
28	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	イギリス	2042/12/ 7	4.500000	国債証券	44,410,470	152.81	67,868,080	149.51	66,398,537	1.07
29	SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31	スペイン	2022/ 1 /31	5.850000	国債証券	54,045,260	120.75	65,262,894	119.02	64,329,532	1.04
30	3 3 8 1 0 年国債	日本	2025/ 3 /20	0.400000	国債証券	61,500,000	103.27	63,511,665	102.61	63,110,685	1.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	96.39
社債券	2.92
合計	99.31

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ証券取引所	US 5YR NOTE (CBT) DEC 18	買建	43	550,718,441	549,013,349	8.84
			US ULTRA BOND(CBT) FUTURE DEC 18	買建	10	181,385,302	175,607,612	2.83
			US 10YR NOTE FUTURE DEC 18	買建	9	122,761,688	121,377,937	1.95
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUST 3YR BOND FUTURE DEC 18	買建	8	72,931,445	72,799,018	1.17
	ユーロ	EUREX	EURO-SCHATZ FUTURE DEC18	買建	1	14,790,529	14,762,020	0.24
	カナダ	モントリオール取引所	CAD 10YR BOND FUTURE DEC 18	買建	1	11,591,113	11,565,676	0.19
	アメリカ	シカゴ証券取引所	US 2YR NOTE (CBT) DEC 18	売建	1	23,918,771	23,927,779	0.39
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LONG GILT FUTURE DEC 18	売建	5	89,803,659	89,697,267	1.44
	イタリア	ミラノ証券取引所	EURO-BTP FUTURE DEC18	売建	4	66,081,496	66,852,268	1.08
	ユーロ	EUREX	EURO-OAT FUTURE DEC18	売建	1	20,143,322	19,896,319	0.32
			EURO-BUXL 30Y BND DEC18	売建	3	69,698,275	68,509,304	1.10
			EURO-BOBL FUTURE DEC18	売建	13	224,812,457	223,952,193	3.60
	日本	大阪取引所	長国 先 2018年12月	売建	1	150,289,673	150,090,000	2.42
金利先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	90DAY EURO\$ FUTR SEP 20	買建	44	1,211,292,221	1,209,543,214	19.47
			90DAY EURO\$ FUTR DEC 20	買建	9	247,595,791	247,406,566	3.98
			90DAY EURO\$ FUTR DEC 18	買建	7	193,592,439	193,431,004	3.11
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	90DAY STERLING FUTURE JUN 19	買建	3	55,119,812	55,108,343	0.89
金利先物取引	アメリカ	シカゴ証券取引所	FED FUND 30DAY DEC18	売建	3	138,764,781	138,772,345	2.23
		シカゴ商品取引所	90DAY EURO\$ FUTR DEC 19	売建	7	192,850,779	192,467,079	3.10
			90DAY EURO\$ FUTR MAR 21	売建	9	247,648,244	247,470,449	3.98
			90DAY EURO\$ FUTR SEP 21	売建	44	1,210,774,229	1,210,167,849	19.48
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	90DAY STERLING FUTURE DEC 19	売建	3	55,030,035	55,019,225	0.89

（注１）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

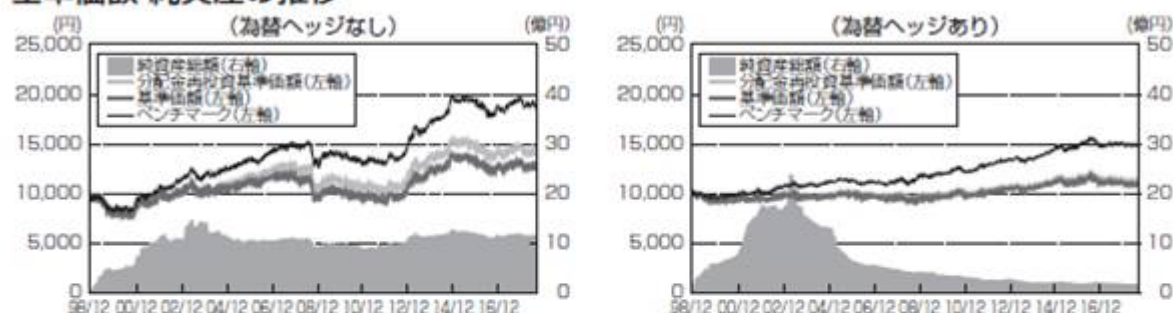
（注２）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(参考情報)

運用実績

2018年9月28日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移

	第35期 2016年9月	第36期 2017年3月	第37期 2017年9月	第38期 2018年3月	第39期 2018年9月	設定来累計
(為替ヘッジなし)	15円	15円	15円	15円	15円	1,260円
(為替ヘッジあり)	15円	15円	15円	15円	15円	330円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

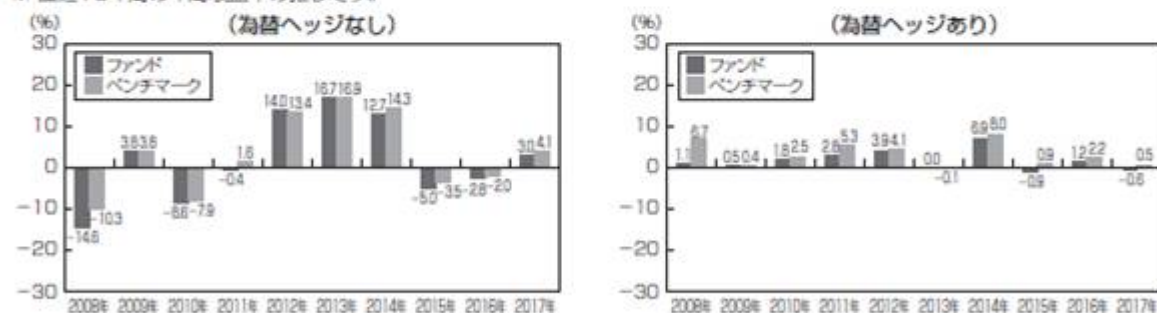
(為替ヘッジなし)					(為替ヘッジあり)				
順位	銘柄名	種別	国名	比率	順位	銘柄名	種別	国名	比率
1	130 20年国債	国債	日本	5.2	1	318 10年国債	国債	日本	4.4
2	99 20年国債	国債	日本	4.2	2	130 20年国債	国債	日本	3.0
3	338 10年国債	国債	日本	3.5	3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2020/07/15	国債	アメリカ	2.6
4	339 10年国債	国債	日本	3.5	4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2020/08/15	国債	アメリカ	2.5
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.5% 2020/05/31	国債	アメリカ	2.8	5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/04/30	国債	アメリカ	2.3
6	388 2年国債	国債	日本	2.7	6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/05/31	国債	アメリカ	2.3
7	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2022/05/25	国債	フランス	2.6	7	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2020/06/12	国債	ドイツ	2.2
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2020/07/15	国債	アメリカ	2.6	8	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3.25% 2021/7/4	国債	ドイツ	2.1
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2020/08/15	国債	アメリカ	2.5	9	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25	国債	フランス	2.1
10	318 10年国債	国債	日本	2.5	10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2021/04/30	国債	アメリカ	2.0

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※ 直近10年間の年間収益率の推移です。



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る〈一般コース〉と分配金が税引き後無手数料で再投資される〈累積投資コース〉の2つの申込方法があります。

〈累積投資コース〉を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約^{*}を締結します。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社でお受けいたします。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、午後3時までに、申込が行なわれ、かつ当該購入の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の購入受付分とします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金制度において購入する場合には前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る＜一般コース＞と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される＜累積投資コース＞の2つの申込コースがあります。

受取方法は途中で変更することはできません。

申込コース		購入単位
一般コース		1万口以上1万口単位
累積投資コース		1万円以上1円単位または10万円以上1円単位 なお、確定拠出年金制度によるお申込、収益分配金再投資によるお申込は1円単位
スイッチング	一般コース	1口以上1口単位 1万口以上1万口単位
	累積投資コース	1円以上1円単位 1万円以上1円単位

販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行なうコースおよびスイッチングの取扱いは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、上記金額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額に1.62%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および消費税等相当額が含まれています。

以下の場合には、無手数料とします。

a．スイッチングによる購入の場合

b．＜累積投資コース＞を選択した投資者が、分配金を再投資する場合

c．確定拠出年金制度において購入する場合

(8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます（スイッチングを含みます。）。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 受付時間

換金の受付については、午後3時までに、換金の申込が行なわれかつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

販売会社は、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行なう場合の受付時間については前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

(3) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

(4) 換金単位

申込コース	換金単位
一般コース	1万口単位または1口単位
累積投資コース	1口単位または1円単位

なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。ただし、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行なった場合を除きます。

換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(6) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金の受付には制限があります。

(7) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(8) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受付けたものとします（スイッチングを含みます。）。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記へ問い合わせることにより知ることができます。また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「ワ債へ無」、「ワ債へ有」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は毎年3月17日から9月16日および9月17日から翌年3月16日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．のファンドの償還を行いません。
- f．委託会社は、このファンドの償還を行わないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこのファンドを償還させます。
- j．i．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更d．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c．b．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d．c．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e．委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

f．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa．～e．の規定にしたがいます。

運用報告書等の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

a．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b．「信託財産の運用指図権限委託契約」の契約期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

上記にかかわらず、累積投資コースの場合、「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社において行ないます。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行なうのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期計算期間（平成30年3月17日から平成30年9月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」は、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」及び「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第38期 (平成30年 3月16日現在)	第39期 (平成30年 9月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,148,807,820	1,166,420,082
未収入金	-	1,521,052
流動資産合計	1,148,807,820	1,167,941,134
資産合計	1,148,807,820	1,167,941,134
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,356,435	1,368,422
未払解約金	-	1,521,052
未払受託者報酬	309,473	316,798
未払委託者報酬	7,614,162	7,794,252
流動負債合計	9,280,070	11,000,524
負債合計	9,280,070	11,000,524
純資産の部		
元本等		
元本	904,290,468	912,281,887
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	235,237,282	244,658,723
（分配準備積立金）	210,875,173	206,352,844
元本等合計	1,139,527,750	1,156,940,610
純資産合計	1,139,527,750	1,156,940,610
負債純資産合計	1,148,807,820	1,167,941,134

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第38期 (自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月16日)	第39期 (自 平成30年 3月17日 至 平成30年 9月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	35,269,955	16,781,241
営業収益合計	35,269,955	16,781,241
営業費用		
受託者報酬	309,473	316,798
委託者報酬	7,614,162	7,794,252
営業費用合計	7,923,635	8,111,050
営業利益又は営業損失（ ）	43,193,590	8,670,191
経常利益又は経常損失（ ）	43,193,590	8,670,191
当期純利益又は当期純損失（ ）	43,193,590	8,670,191
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	458,087	300,121
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	279,715,965	235,237,282
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,050,851	11,281,803
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,050,851	11,281,803
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,437,596	8,862,010
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,437,596	8,862,010
分配金	1,356,435	1,368,422
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	235,237,282	244,658,723

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間末日の取扱い

第39期計算期間は当計算期間末が休業日であったため、平成30年3月17日から平成30年9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第38期 (平成30年3月16日現在)	第39期 (平成30年9月18日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	904,290,468口	912,281,887口
2 1口当たり純資産額	1.2601円	1.2682円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第38期 (自 平成29年9月20日 至 平成30年3月16日)	第39期 (自 平成30年3月17日 至 平成30年9月18日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	1,805,472円	1,848,180円
2 分配金の計算過程	第38期計算期末における、費用控除後の配当等収益(1,699,339円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(261,008,643円)、分配準備積立金(210,532,269円)により、分配対象収益は473,240,251円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、1,356,435円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。	第39期計算期末における、費用控除後の配当等収益(4,601,162円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(272,993,428円)、分配準備積立金(203,120,104円)により、分配対象収益は480,714,694円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、1,368,422円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第38期 (平成30年 3 月16日現在)	第39期 (平成30年 9 月18日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第38期 (平成30年 3 月16日現在)	第39期 (平成30年 9 月18日現在)
期首元本額	903,880,415円	904,290,468円
期中追加設定元本額	43,844,260円	42,034,678円
期中一部解約元本額	43,434,207円	34,043,259円

2 有価証券関係

第38期(平成30年 3 月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	34,998,054
合計	34,998,054

第39期(平成30年 9 月18日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	16,331,788
合計	16,331,788

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ワールド・ボンド・マザーファンド （為替ヘッジなし）	650,867,743	1,166,420,082	
親投資信託受益証券 合計		650,867,743	1,166,420,082	
合計		650,867,743	1,166,420,082	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成30年9月18日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(平成30年9月18日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	109,304,065
金銭信託	8,907,191
国債証券	5,162,882,030
社債券	147,455,568
派生商品評価勘定	9,996,199
未収入金	53,813,568
未収利息	24,555,345
前払費用	4,014,234
差入委託証拠金	35,956,568
流動資産合計	5,556,884,768
資産合計	5,556,884,768
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	18,354,794
未払金	25,327,101
未払解約金	1,521,152
流動負債合計	45,203,047
負債合計	45,203,047
純資産の部	
元本等	
元本	3,075,550,084
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,436,131,637
元本等合計	5,511,681,721
純資産合計	5,511,681,721
負債純資産合計	5,556,884,768

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 債券先物取引及び金利先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年9月18日現在)
1 当該計算日における受益権総数	3,075,550,084口
2 1口当たり純資産額	1.7921円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要なリスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(平成30年 9 月18日現在)

- | | |
|------------------|---|
| (平成30年 9 月18日現在) | |
| 1 | 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 | 時価の算定方法
(1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3 | 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| 4 | 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(平成30年 9 月18日現在)	
同計算期間の期首元本額	3,274,440,700円
同計算期間中の追加設定元本額	40,781,609円
同計算期間中の一部解約元本額	239,672,225円
同計算期間末日の元本額	3,075,550,084円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）	316,691,854円
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	650,867,743円
ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド	125,084,413円
ブラックロック世界バランス・ファンド	45,536,836円
J D Fワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）	816,909,889円
J D Fワールド・ボンド・ファンドV A	1,120,459,349円
合計	3,075,550,084円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(平成30年 9 月18日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	43,484,629
社債券	1,479,134
合計	44,963,763

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連・金利関連及び通貨関連

区分	種類	(平成30年 9月18日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	債券先物取引				
	売建				
	日本円	601,160,000	-	600,800,000	360,000
	イギリスポンド	89,840,520	-	89,236,350	604,170
	オーストラリアドル	10,382,314	-	10,363,912	18,402
	カナダドル	34,625,726	-	34,305,395	320,331
	ユーロ	529,147,574	-	527,590,590	1,556,984
	買建				
	アメリカドル	1,432,085,563	-	1,420,873,538	11,212,025
	オーストラリアドル	62,464,963	-	62,473,631	8,668
	ユーロ	130,007,536	-	130,731,867	724,331
	金利先物取引				
	売建				
	アメリカドル	1,573,388,812	1,436,316,202	1,573,272,448	116,364
	イギリスポンド	163,368,450	163,368,450	163,390,500	22,050
	買建				
	アメリカドル	1,437,062,619	1,328,098,262	1,436,133,441	929,178
	イギリスポンド	163,633,050	-	163,655,100	22,050
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	南アフリカランド	3,097,514	-	3,124,800	27,286
	アメリカドル	25,524,359	-	25,581,590	57,231
	イギリスポンド	89,153,197	-	90,361,950	1,208,753
	カナダドル	6,291,921	-	6,247,340	44,581
	スイスフラン	6,836,289	-	6,920,156	83,867
	スウェーデンクローナ	14,867,489	-	15,286,600	419,111
	メキシコペソ	1,485,974	-	1,504,500	18,526
	ユーロ	579,360,949	-	579,733,852	372,903
	買建				
	南アフリカランド	3,543,748	-	3,422,400	121,348
	アメリカドル	969,546,478	-	972,215,593	2,669,115
	オーストラリアドル	81,510,123	-	80,410,050	1,100,073
	シンガポールドル	26,937,411	-	26,825,700	111,711
	スイスフラン	6,859,005	-	6,920,156	61,151
	スウェーデンクローナ	17,409,325	-	17,767,540	358,215
	デンマーククローネ	9,442,323	-	9,444,600	2,277
	ノルウェークローネ	1,743,267	-	1,775,800	32,533
	ポーランドズロチ	3,953,784	-	3,942,900	10,884
	ユーロ	97,437,821	-	97,875,000	437,179
合計		8,172,168,104	2,927,782,914	8,162,187,299	8,358,595

(注1) 時価の算定方法

債券先物取引及び金利先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	1 2 5 5 年国債	14,700,000	14,763,357	
		1 2 9 5 年国債	53,000,000	53,311,110	
		1 3 0 2 0 年国債	241,800,000	288,815,592	
		1 5 8 2 0 年国債	15,000,000	14,925,900	
		1 6 0 2 0 年国債	20,000,000	20,520,800	
		1 6 1 2 0 年国債	8,200,000	8,255,596	
		1 6 3 2 0 年国債	8,000,000	8,020,720	
		2 7 3 0 年国債	37,700,000	50,740,430	
		3 1 8 1 0 年国債	131,700,000	136,021,077	
		3 2 3 0 年国債	15,000,000	19,893,600	
		3 3 8 1 0 年国債	189,500,000	194,614,605	
		3 3 9 1 0 年国債	186,900,000	192,075,261	
		3 4 6 1 0 年国債	13,250,000	13,300,350	
		3 4 7 1 0 年国債	4,400,000	4,413,376	
		3 4 8 1 0 年国債	2,000,000	2,003,560	
		3 5 0 1 0 年国債	2,800,000	2,801,316	
		3 5 1 1 0 年国債	4,500,000	4,495,635	
		3 7 3 0 年国債	50,600,000	63,666,438	
		3 8 8 2 年国債	150,000,000	150,532,500	
		5 4 3 0 年国債	77,150,000	76,882,289	
		5 6 3 0 年国債	2,600,000	2,587,806	
		5 7 3 0 年国債	2,400,000	2,385,840	
		5 8 3 0 年国債	4,800,000	4,765,872	
		5 9 3 0 年国債	3,300,000	3,186,216	
		9 9 2 0 年国債	194,250,000	230,285,317	
	日本円 小計		1,433,550,000	1,563,264,563	
	南アフリカランド	SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 10.5% 2026/12/21	980,000.000	1,046,542.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 6.25% 2036/3/31	995,000.000	693,913.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 6.5% 2041/2/28	1,322,834.000	902,172.780	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 8.75% 2048/2/28	520,000.000	452,192.000	
	南アフリカランド 小計		3,817,834.000	3,094,819.780 (23,118,304)	
	アメリカドル	US TREASURY N/B 4.5% 2036/2/15	10,000.000	11,968.000	
		US TREASURY N/B 2.875% 2028/5/15	10,000.000	9,892.600	
		US TREASURY N/B 3.125% 2048/5/15	20,000.000	19,960.200	
		US TREASURY N/B 2.5% 2020/5/31	1,379,200.000	1,372,952.220	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/5/31	1,120,000.000	1,112,563.200	
		US TREASURY N/B 1.5% 2020/7/15	1,286,200.000	1,256,913.220	
		US TREASURY N/B 3% 2047/2/15	904,000.000	881,119.760	
		US TREASURY N/B 2.375% 2027/5/15	253,000.000	241,258.270	
		US TREASURY N/B 1.75% 2022/6/30	100,000.000	95,945.000	
		US TREASURY N/B 1.5% 2020/8/15	1,235,700.000	1,206,253.260	
		US TREASURY N/B 2.25% 2027/11/15	160,000.000	150,432.000	
		US TREASURY N/B 2.75% 2047/11/15	63,000.000	58,329.180	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/4/30	1,137,500.000	1,129,947.000	
		US TREASURY N/B 3% 2048/8/15	20,000.000	19,464.800	
		US TREASURY N/B 2.75% 2028/2/15	10,000.000	9,793.000	
		US TREASURY N/B 3% 2048/2/15	100,000.000	97,356.000	
		US TREASURY N/B 2.25% 2027/2/15	176,000.000	166,381.600	

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 2.5% 2023/3/31	310,000.000	304,733.100	
		US TREASURY N/B 2.875% 2046/11/15	340,000.000	323,319.600	
		US TREASURY N/B 1.375% 2023/8/31	110,000.000	102,239.500	
		US TREASURY N/B 5% 2037/5/15	65,000.000	82,969.250	
	アメリカドル	小計	8,809,600.000	8,653,790.760 (967,753,421)	
	イギリスポンド	TREASURY 4.75% 2030/12/7	8,000.000	10,789.760	
		TSY 4.75% 2038/12/7	122,000.000	181,999.600	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	323,000.000	487,390.850	
		UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/1/22	351,000.000	445,475.160	
		UNITED KINGDOM GILT 0.5% 2022/7/22	240,000.000	235,389.600	
		UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2057/7/22	10,000.000	9,891.000	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2047/7/22	20,000.000	18,320.400	
		UNITED KINGDOM GILT 0.75% 2023/7/22	108,000.000	106,045.200	
		UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2028/10/22	185,000.000	186,544.750	
		UNITED KINGDOM GILT 2% 2020/7/22	180,000.000	183,886.200	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/1/22	75,000.000	99,675.000	
		UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2037/9/7	15,000.000	14,764.200	
	イギリスポンド	小計	1,637,000.000	1,980,171.720 (291,085,243)	
	オーストラリアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/3/21	75,000.000	73,338.000	
	オーストラリアドル	小計	75,000.000	73,338.000 (5,874,374)	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT 5% 2037/6/1	80,000.000	111,456.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2028/6/1	123,000.000	119,285.400	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.75% 2020/5/1	360,000.000	357,940.800	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/1	100,000.000	108,300.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2026/6/1	80,000.000	75,328.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.75% 2023/3/1	300,000.000	293,691.000	
	カナダドル	小計	1,043,000.000	1,066,001.200 (91,303,003)	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/6/1	90,000.000	88,155.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/3/1	40,000.000	39,279.200	
	シンガポールドル	小計	130,000.000	127,434.200 (10,369,321)	
	スウェーデンクローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/11/13	580,000.000	622,444.400	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/5/12	570,000.000	577,980.000	
	スウェーデンクローナ	小計	1,150,000.000	1,200,424.400 (15,041,318)	
	デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4.5% 2039/11/15	515,000.000	879,620.000	
	デンマーククローネ	小計	515,000.000	879,620.000 (15,384,554)	
	ノルウェークローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.5% 2026/2/19	630,000.000	616,914.900	
	ノルウェークローネ	小計	630,000.000	616,914.900 (8,433,227)	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 4% 2023/10/25	85,000.000	90,754.500	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.25% 2022/4/25	450,000.000	450,585.000	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/7/25	250,000.000	236,725.000	
	ポーランドズロチ	小計	785,000.000	778,064.500 (23,622,038)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8% 2023/12/7	2,000,000.000	2,003,260.000	
		MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20	500,000.000	589,040.000	

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
		MEXICAN BONOS 7.5% 2027/6/3	2,100,000.000	2,028,662.980	
		MEXICANBONOS 8% 2020/6/11	1,800,000.000	1,800,648.000	
		メキシコペソ 小計	6,400,000.000	6,421,610.980 (38,015,937)	
	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.65% 2022/4/20	100,000.000	113,960.000	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20	175,000.000	178,886.750	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2023/6/22	210,000.000	233,150.400	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/6/22	75,000.000	78,427.500	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.2% 2023/10/22	20,000.000	20,145.600	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.9% 2038/6/22	30,000.000	32,358.900	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.6% 2047/6/22	20,000.000	19,496.000	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2026/6/22	245,000.000	254,410.450	
		BELGIUM KINGDOM 4% 2022/3/28	90,000.000	103,617.900	
		BUNDESobligation 0% 2022/4/8	180,000.000	182,289.600	
		BUNDESobligation 0% 2023/4/14	325,000.000	327,814.500	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4	45,000.000	69,238.350	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	329,000.000	538,872.390	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2040/7/4	38,000.000	66,950.300	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2044/7/4	10,000.000	13,326.600	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0% 2026/8/15	430,000.000	422,591.100	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.5% 2026/2/15	490,000.000	502,372.500	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.5% 2027/8/15	242,000.000	245,424.300	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/8/15	63,000.000	65,302.020	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/8/15	327,000.000	440,367.630	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2024/5/15	220,000.000	239,428.200	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1% 2025/8/15	770,000.000	818,202.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.5% 2028/2/15	355,000.000	358,301.500	
		BUONI POLIENNALI DEL 5% 2034/8/1	158,000.000	194,159.880	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/7/4	20,000.000	26,201.800	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2% 2024/4/15	150,000.000	166,014.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	192,000.000	306,710.400	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/5/25	190,000.000	260,393.100	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/5/25	120,000.000	119,437.200	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0% 2020/5/25	270,000.000	272,165.400	
		FRANCE O.A.T. 4.75% 2035/4/25	150,000.000	231,885.000	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2020/2/25	85,000.000	85,614.550	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2022/5/25	1,080,000.000	1,088,218.800	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2023/3/25	35,000.000	35,080.150	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/5/25	60,000.000	60,222.000	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/5/25	920,000.000	953,497.200	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1	94,000.000	115,306.040	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2028/9/1	25,000.000	29,248.750	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.05% 2027/8/1	20,000.000	19,047.600	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.25% 2036/9/1	135,000.000	118,881.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/6/1	628,000.000	591,199.200	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/1	1,019,000.000	927,391.900	

種 類	通 貨		銘 柄	券面総額	評価額	備考
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/3/1	610,000.000	587,057.900	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.2% 2022/4/1	720,000.000	711,144.000	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2% 2028/2/1	17,000.000	16,060.920	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.7% 2020/5/1	665,000.000	664,860.350	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.45% 2033/9/1	165,000.000	153,111.750	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/3/15	55,000.000	52,947.400	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2047/3/1	155,000.000	136,279.100	
			KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 2037/6/22	135,000.000	135,772.200	
			KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2028/6/22	100,000.000	100,198.000	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/1/15	65,000.000	99,091.850	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2022/1/15	230,000.000	232,484.000	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/1/15	66,000.000	92,423.760	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2024/7/15	125,000.000	139,180.000	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/7/15	110,000.000	111,622.500	
			REP OF AUSTRIA 4.15% 2037/3/15	45,000.000	67,536.450	
			REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/2/20	75,000.000	76,054.500	
			REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2023/7/15	42,000.000	41,992.440	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	70,000.000	92,269.800	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31	476,000.000	567,725.200	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/7/30	20,000.000	19,830.000	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 0.05% 2021/1/31	100,000.000	100,177.000	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/4/30	700,000.000	698,236.000	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	110,000.000	166,789.700	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 2.35% 2033/7/30	90,000.000	94,247.100	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31	12,000.000	12,859.320	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/7/30	25,000.000	28,597.500	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 0.45% 2022/10/31	40,000.000	40,249.600	
		ユーロ 小計		15,163,000.000	16,164,406.800 (2,109,616,731)	
国債証券 合計					5,162,882,030 (3,599,617,467)	
社債券	アメリカドル	ERSTE GROUP BANK AG 5.5% 2025/5/26		200,000.000	203,500.000	
	アメリカドル 小計			200,000.000	203,500.000 (22,757,405)	
	イギリスポンド	COMPARTMENT DRIVER UK THREE SA 1.223% 2024/1/25		16,976.110	16,967.960	
		DELAMARE CARDS MTN ISSUER PLC 1.25088% 2022/10/19		100,000.000	99,605.000	
		MOTOR 2016-1 PLC 1.3% 2025/11/25		115,000.000	114,807.950	
		PENARTH MASTER ISSUER PLC 1.17088% 2025/3/18		100,000.000	99,686.000	
		WESTFIELD STRATFORD CITY FINANCE PLC 1.66638% 2019/11/4		150,000.000	149,911.500	
	イギリスポンド 小計			481,976.110	480,978.410 (70,703,826)	
	ユーロ	BARCLAYS PLC 2.625% 2025/11/11		200,000.000	203,060.000	
		RABOBANK NEDERLAND 2.5% 2026/5/26		100,000.000	104,245.000	
UNICREDIT SPA 5.75% 2025/10/28		100,000.000	106,413.000			

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	ユーロ	小計	400,000.000	413,718.000 (53,994,336)	
社債券	合計			147,455,568 (147,455,568)	
合計				5,310,337,598 (3,747,073,035)	

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
南アフリカランド	国債証券 4銘柄	100.0%	0.6%
アメリカドル	国債証券 21銘柄 社債券 1銘柄	97.7% 2.3%	26.4%
イギリスポンド	国債証券 12銘柄 社債券 5銘柄	80.5% 19.5%	9.7%
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	100.0%	0.2%
カナダドル	国債証券 6銘柄	100.0%	2.4%
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	100.0%	0.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.4%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 3銘柄	100.0%	0.6%
メキシコペソ	国債証券 4銘柄	100.0%	1.0%
ユーロ	国債証券 69銘柄 社債券 3銘柄	97.5% 2.5%	57.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第38期 (平成30年 3 月16日現在)	第39期 (平成30年 9 月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	174,714,800	168,175,583
未収入金	-	100
流動資産合計	174,714,800	168,175,683
資産合計	174,714,800	168,175,683
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	237,929	232,457
未払解約金	-	100
未払受託者報酬	47,342	47,237
未払委託者報酬	1,165,655	1,162,997
流動負債合計	1,450,926	1,442,791
負債合計	1,450,926	1,442,791
純資産の部		
元本等		
元本	158,619,957	154,971,820
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,643,917	11,761,072
（ 分配準備積立金 ）	11,045,423	10,249,321
元本等合計	173,263,874	166,732,892
純資産合計	173,263,874	166,732,892
負債純資産合計	174,714,800	168,175,683

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第38期 (自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月16日)	第39期 (自 平成30年 3月17日 至 平成30年 9月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,025,382	1,116,753
営業収益合計	1,025,382	1,116,753
営業費用		
受託者報酬	47,342	47,237
委託者報酬	1,165,655	1,162,997
営業費用合計	1,212,997	1,210,234
営業利益又は営業損失（ ）	2,238,379	2,326,987
経常利益又は経常損失（ ）	2,238,379	2,326,987
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,238,379	2,326,987
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	87,392	60,380
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	18,276,790	14,643,917
剰余金増加額又は欠損金減少額	506,332	802,333
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	506,332	802,333
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,750,289	1,186,114
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,750,289	1,186,114
分配金	237,929	232,457
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,643,917	11,761,072

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間末日の取扱い

第39期計算期間は当計算期間末が休業日であったため、平成30年3月17日から平成30年9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第38期 (平成30年3月16日現在)	第39期 (平成30年9月18日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	158,619,957口	154,971,820口
2 1口当たり純資産額	1.0923円	1.0759円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第38期 (自 平成29年9月20日 至 平成30年3月16日)	第39期 (自 平成30年3月17日 至 平成30年9月18日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	276,359円	275,727円
2 分配金の計算過程	第38期計算期末における、費用控除後の配当等収益(310,131円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(20,508,348円)、分配準備積立金(10,973,221円)により、分配対象収益は31,791,700円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、237,929円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。	第39期計算期末における、費用控除後の配当等収益(299,641円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(20,658,636円)、分配準備積立金(10,182,137円)により、分配対象収益は31,140,414円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、232,457円(1万口当り15円)を分配に充てる事と決定いたしました。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第38期 (平成30年 3 月16日現在)	第39期 (平成30年 9 月18日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第38期 (平成30年 3 月16日現在)	第39期 (平成30年 9 月18日現在)
期首元本額	169,941,283円	158,619,957円
期中追加設定元本額	4,957,433円	9,217,975円
期中一部解約元本額	16,278,759円	12,866,112円

2 有価証券関係

第38期(平成30年 3 月16日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	989,652
合計	989,652

第39期(平成30年 9 月18日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,111,479
合計	1,111,479

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ワールド・ボンド・マザーファンド （為替ヘッジあり）	112,688,008	168,175,583	
親投資信託受益証券 合計		112,688,008	168,175,583	
合計		112,688,008	168,175,583	

（注） 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成30年9月18日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(平成30年9月18日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	33,723,531
金銭信託	3,285,079
国債証券	5,953,732,834
社債券	179,839,357
派生商品評価勘定	7,542,055
未収入金	78,465,890
未収利息	31,535,054
前払費用	4,610,263
差入委託証拠金	32,612,989
流動資産合計	6,325,347,052
資産合計	6,325,347,052
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	26,634,626
未払金	52,342,619
未払解約金	200
流動負債合計	78,977,445
負債合計	78,977,445
純資産の部	
元本等	
元本	4,185,371,797
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,060,997,810
元本等合計	6,246,369,607
純資産合計	6,246,369,607
負債純資産合計	6,325,347,052

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月16日から翌年3月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

(1) 債券先物取引及び金利先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 9月18日現在)
1 当該計算日における受益権総数	4,185,371,797口
2 1口当たり純資産額	1.4924円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要なリスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(平成30年9月18日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(平成30年 9 月18日現在)	
同計算期間の期首元本額	4,236,706,302円
同計算期間中の追加設定元本額	39,920,948円
同計算期間中の一部解約元本額	91,255,453円
同計算期間末日の元本額	4,185,371,797円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）	348,510,389円
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	112,688,008円
ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド	149,930,759円
ブラックロック世界バランス・ファンド	55,305,461円
J D Fワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）	3,518,937,180円
合計	4,185,371,797円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(平成30年 9 月18日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	60,066,366
社債券	1,562,311
合計	61,628,677

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連・金利関連及び通貨関連

区分	種類	(平成30年9月18日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	債券先物取引				
	売 建				
	日本円	150,290,000	-	150,200,000	90,000
	イギリスポンド	107,825,970	-	107,083,620	742,350
	オーストラリアドル	10,382,314	-	10,363,912	18,402
	カナダドル	23,125,500	-	22,870,263	255,237
	ユーロ	539,956,413	-	538,809,230	1,147,183
	買 建				
	アメリカドル	1,219,879,944	-	1,209,850,328	10,029,616
	オーストラリアドル	71,388,529	-	71,398,436	9,907
	ユーロ	14,607,984	-	14,591,018	16,966
	金利先物取引				
	売 建				
市場取引以外の取引	アメリカドル	1,763,071,286	1,626,005,665	1,762,951,504	119,782
	イギリスポンド	181,519,275	181,519,275	181,545,000	25,725
	買 建				
	アメリカドル	1,626,909,758	1,490,728,775	1,625,874,004	1,035,754
	イギリスポンド	181,813,275	-	181,839,000	25,725
	為替予約取引				
	売 建				
	南アフリカランド	26,560,832	-	25,668,000	892,832
	アメリカドル	1,575,380,872	-	1,580,026,240	4,645,368
	イギリスポンド	450,077,667	-	456,217,650	6,139,983
	オーストラリアドル	20,685,084	-	20,402,550	282,534
	カナダドル	93,172,146	-	92,511,980	660,166
	シンガポールドル	11,427,992	-	11,380,600	47,392
	スウェーデンクローナ	12,400,154	-	12,655,300	255,146
	デンマーククローネ	20,982,942	-	20,988,000	5,058
	ノルウェークローネ	7,643,559	-	7,786,200	142,641
	ポーランドズロチ	26,764,081	-	26,690,400	73,681
	メキシコペソ	34,334,752	-	34,762,800	428,048
	ユーロ	2,785,657,536	-	2,787,741,000	2,083,464
	買 建				
	イギリスポンド	8,725,076	-	8,815,800	90,724
	ユーロ	101,835,717	-	103,095,000	1,259,283
合計		11,066,418,658	3,298,253,715	11,066,117,835	19,092,571

(注1) 時価の算定方法

債券先物取引及び金利先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	1 3 0 2 0 年国債	154,700,000	184,779,868	
		1 3 0 5 年国債	9,500,000	9,558,805	
		1 3 5 5 年国債	1,500,000	1,511,835	
		1 4 9 2 0 年国債	7,050,000	8,217,268	
		1 5 5 2 0 年国債	16,900,000	18,329,233	
		1 5 6 2 0 年国債	42,800,000	42,077,108	
		1 5 7 2 0 年国債	21,300,000	20,159,385	
		1 5 8 2 0 年国債	13,500,000	13,433,310	
		1 5 9 2 0 年国債	3,600,000	3,635,856	
		1 6 0 2 0 年国債	7,800,000	8,003,112	
		1 6 2 2 0 年国債	3,000,000	3,012,840	
		1 6 3 2 0 年国債	3,400,000	3,408,806	
		1 6 4 2 0 年国債	1,800,000	1,768,572	
		1 6 5 2 0 年国債	3,400,000	3,331,116	
		2 6 3 0 年国債	4,000,000	5,295,800	
		2 7 3 0 年国債	40,600,000	54,643,540	
		3 0 6 1 0 年国債	81,000,000	82,841,940	
		3 1 8 1 0 年国債	264,500,000	273,178,245	
		3 2 3 0 年国債	12,000,000	15,914,880	
		3 2 4 1 0 年国債	17,000,000	17,562,700	
		3 3 7 1 0 年国債	36,000,000	36,721,080	
		3 3 8 1 0 年国債	61,500,000	63,159,885	
		3 4 6 1 0 年国債	6,150,000	6,173,370	
		3 5 1 1 0 年国債	8,500,000	8,491,755	
		3 7 3 0 年国債	44,000,000	55,362,120	
		3 8 7 2 年国債	24,000,000	24,081,120	
		4 4 3 0 年国債	8,250,000	10,064,835	
		5 4 3 0 年国債	84,450,000	84,156,958	
		5 5 3 0 年国債	2,300,000	2,291,950	
		5 6 3 0 年国債	3,000,000	2,985,930	
		5 7 3 0 年国債	11,000,000	10,935,100	
		5 8 3 0 年国債	1,150,000	1,141,823	
		5 9 3 0 年国債	3,000,000	2,896,560	
		7 9 2 0 年国債	71,000,000	80,612,690	
		9 9 2 0 年国債	92,650,000	109,837,501	
	日本円 小計		1,166,300,000	1,269,576,896	
	南アフリカランド	SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 10.5% 2026/12/21	840,000.000	897,036.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 6.25% 2036/3/31	2,020,000.000	1,408,748.000	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 6.5% 2041/2/28	705,592.000	481,213.740	
		SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND 8.75% 2048/2/28	595,000.000	517,412.000	
	南アフリカランド 小計		4,160,592.000	3,304,409.740 (24,683,941)	
	アメリカドル	US TREASURY N/B 4.5% 2039/8/15	544,000.000	661,552.960	
		US TREASURY N/B 1.75% 2023/5/15	310,000.000	294,416.300	
		US TREASURY N/B 2.5% 2023/8/15	155,000.000	152,118.550	
		US TREASURY N/B 2.5% 2046/2/15	240,000.000	211,790.400	

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 2.875% 2028/5/15	20,000.000	19,785.200	
		US TREASURY N/B 3.125% 2048/5/15	70,000.000	69,860.700	
		US TREASURY N/B 2.5% 2020/5/31	1,030,000.000	1,025,334.100	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/5/31	1,250,000.000	1,241,700.000	
		US TREASURY N/B 1.5% 2020/7/15	1,450,000.000	1,416,983.500	
		US TREASURY N/B 3% 2047/2/15	200,000.000	194,938.000	
		US TREASURY N/B 2.375% 2027/5/15	250,000.000	238,397.500	
		US TREASURY N/B 3% 2047/5/15	130,000.000	126,633.000	
		US TREASURY N/B 1.5% 2020/8/15	1,380,000.000	1,347,114.600	
		US TREASURY N/B 2.75% 2047/8/15	10,000.000	9,262.100	
		US TREASURY N/B 2.25% 2027/11/15	30,000.000	28,206.000	
		US TREASURY N/B 2.75% 2047/11/15	120,000.000	111,103.200	
		US TREASURY N/B 2.375% 2023/1/31	280,000.000	273,974.400	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/7/31	650,000.000	645,326.500	
		US TREASURY N/B 2.375% 2020/4/30	390,000.000	387,624.900	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/4/30	1,270,000.000	1,261,567.200	
		US TREASURY N/B 3% 2048/8/15	20,000.000	19,464.800	
		US TREASURY N/B 2.875% 2028/8/15	130,000.000	128,588.200	
		US TREASURY N/B 2.75% 2028/2/15	345,000.000	337,858.500	
		US TREASURY N/B 3% 2048/2/15	140,000.000	136,298.400	
		US TREASURY N/B 1.375% 2021/4/30	1,130,000.000	1,088,596.800	
		US TREASURY N/B 2.25% 2027/2/15	770,000.000	727,919.500	
		US TREASURY N/B 2.5% 2046/5/15	230,000.000	202,814.000	
		US TREASURY N/B 1.625% 2026/5/15	500,000.000	453,925.000	
		US TREASURY N/B 2.5% 2023/3/31	480,000.000	471,844.800	
		US TREASURY N/B 5% 2037/5/15	25,000.000	31,911.250	
		US TREASURY N/B 8.75% 2020/8/15	130,000.000	144,270.100	
	アメリカドル 小計		13,679,000.000	13,461,180.460 (1,505,363,811)	
	イギリスポンド	TREASURY 4.75% 2030/12/7	53,000.000	71,482.160	
		TSY 4.75% 2038/12/7	27,000.000	40,278.600	
		UK TSY I/L GILT 4.5% 2034/9/7	25,000.000	34,544.750	
		UNITED KINGDOM GILT 5% 2025/3/7	48,000.000	59,235.360	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2036/3/7	120,000.000	164,085.600	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	299,000.000	451,176.050	
		UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/1/22	405,000.000	514,009.800	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2047/7/22	30,000.000	27,480.600	
		UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2027/7/22	30,000.000	29,530.800	
		UNITED KINGDOM GILT 0.75% 2023/7/22	40,000.000	39,276.000	
		UNITED KINGDOM GILT 2.75% 2024/9/7	143,000.000	155,692.680	
		UNITED KINGDOM GILT 2% 2020/7/22	500,000.000	510,795.000	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/1/22	155,000.000	205,995.000	
		UNITED KINGDOM GILT 2% 2025/9/7	125,000.000	131,178.750	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2021/1/22	170,000.000	172,517.700	
	イギリスポンド 小計		2,170,000.000	2,607,278.850 (383,269,991)	
	オーストラリアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2024/4/21	20,000.000	20,459.600	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2035/6/21	60,000.000	58,756.800	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/3/21	50,000.000	48,892.000	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/11/21	25,000.000	25,256.750	
	オーストラリアドル 小計		155,000.000	153,365.150 (12,284,549)	
	カナダドル	CANADA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 2.75% 2064/12/1	40,000.000	44,763.200	

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2023/9/1	300,000.000	296,280.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2051/12/1	30,000.000	27,511.500	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.75% 2020/5/1	444,000.000	441,460.320	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.25% 2025/6/1	85,000.000	84,667.650	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/1	100,000.000	108,300.000	
	カナダドル 小計		999,000.000	1,002,982.670 (85,905,466)	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/6/1	100,000.000	97,950.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/3/1	40,000.000	39,279.200	
	シンガポールドル 小計		140,000.000	137,229.200 (11,166,340)	
	スウェーデンク ローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/5/12	1,000,000.000	1,014,000.000	
	スウェーデンクローナ 小計		1,000,000.000	1,014,000.000 (12,705,420)	
	デンマーククロ ーネ	DENMARK - BULLET 4.5% 2039/11/15	450,000.000	768,600.000	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/11/15	400,000.000	403,908.000	
	デンマーククローネ 小計		850,000.000	1,172,508.000 (20,507,165)	
	ノルウェークロ ーネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2027/2/17	560,000.000	555,268.000	
	ノルウェークローネ 小計		560,000.000	555,268.000 (7,590,514)	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 4% 2023/10/25	90,000.000	96,093.000	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.25% 2022/4/25	490,000.000	490,637.000	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/7/25	270,000.000	255,663.000	
	ポーランドズロチ 小計		850,000.000	842,393.000 (25,575,051)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8% 2023/12/7	2,000,000.000	2,003,260.000	
		MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20	200,000.000	235,616.000	
		MEXICAN BONOS 7.5% 2027/6/3	1,000,000.000	966,029.980	
		MEXICAN BONOS 7.75% 2034/11/23	1,500,000.000	1,451,625.000	
		MEXICANBONOS 8% 2020/6/11	900,000.000	900,324.000	
	メキシコペソ 小計		5,600,000.000	5,556,854.980 (32,896,581)	
	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.65% 2022/4/20	150,000.000	170,940.000	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20	180,000.000	183,997.800	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2023/6/22	305,000.000	338,623.200	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2022/9/28	70,000.000	82,577.600	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/6/22	60,000.000	62,742.000	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.2% 2023/10/22	110,000.000	110,800.800	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.9% 2038/6/22	20,000.000	21,572.600	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.6% 2047/6/22	50,000.000	48,740.000	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2026/6/22	90,000.000	93,456.900	
		BUNDESobligation 0% 2022/4/8	510,000.000	516,487.200	
		BUNDESobligation 0% 2023/10/13	190,000.000	191,098.200	
		BUNDESobligation 0% 2023/4/14	190,000.000	191,645.400	
		BUNDESobligation 0.25% 2020/10/16	420,000.000	426,955.200	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4	75,000.000	115,397.250	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	174,000.000	284,996.340	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 3.25% 2021/7/4	900,000.000	993,897.000	

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2023/2/15	57,000.000	61,385.580	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2023/5/15	5,000.000	5,396.600	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.5% 2027/8/15	65,000.000	65,919.750	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/8/15	170,000.000	176,211.800	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2024/2/15	635,000.000	698,411.100	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/8/15	209,000.000	281,458.210	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2024/5/15	240,000.000	261,194.400	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.25% 2027/2/15	225,000.000	224,399.250	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.25% 2028/8/15	110,000.000	107,785.700	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.5% 2028/2/15	195,000.000	196,813.500	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2020/3/13	190,000.000	191,672.000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2020/6/12	1,010,000.000	1,019,766.700	
		BUONI POLIENNALI DEL 5% 2034/8/1	190,000.000	233,483.400	
		DEUTSCHLAND REP 3.25% 2042/7/4	130,000.000	193,122.800	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/7/4	20,000.000	26,201.800	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2% 2024/4/15	170,000.000	188,149.200	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	420,000.000	670,929.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3% 2022/4/25	350,000.000	390,796.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/5/25	510,000.000	552,880.800	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/5/25	43,000.000	58,931.070	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/5/25	100,000.000	99,531.000	
		FRANCE O.A.T. 4.75% 2035/4/25	100,000.000	154,590.000	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2021/2/25	140,000.000	141,233.400	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2022/5/25	225,000.000	226,712.250	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/11/25	40,000.000	39,915.600	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/5/25	150,000.000	150,555.000	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/5/25	955,000.000	989,771.550	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2% 2048/5/25	60,000.000	64,762.800	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2037/2/1	155,000.000	171,611.350	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	50,000.000	61,615.500	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2021/9/1	210,000.000	230,657.700	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/9/1	93,000.000	112,229.610	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2028/9/1	40,000.000	46,798.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.25% 2036/9/1	180,000.000	158,508.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.5% 2018/12/1	255,000.000	256,869.150	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/6/1	712,000.000	670,276.800	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.25% 2026/12/1	890,000.000	809,989.000	

種 類	通貨		銘 柄	券面総額	評価額	備考
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/3/1	670,000.000	644,801.300	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.2% 2022/4/1	270,000.000	266,679.000	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2% 2028/2/1	42,000.000	39,679.920	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.5% 2019/5/1	170,000.000	172,412.300	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.15% 2021/12/15	200,000.000	204,760.000	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.35% 2022/4/15	270,000.000	267,813.000	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.7% 2020/5/1	470,000.000	469,901.300	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0.95% 2023/3/15	155,000.000	149,215.400	
			ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2047/3/1	110,000.000	96,714.200	
			KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/6/22	168,000.000	170,116.800	
			KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 2037/6/22	150,000.000	150,858.000	
			KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2028/6/22	80,000.000	80,158.400	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.25% 2022/7/15	250,000.000	274,355.000	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/1/15	70,000.000	106,714.300	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/1/15	65,000.000	91,023.400	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2024/7/15	110,000.000	122,478.400	
			NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/7/15	170,000.000	172,507.500	
			REP OF AUSTRIA 4.15% 2037/3/15	55,000.000	82,544.550	
			REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2022/9/20	75,000.000	75,453.000	
			REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/2/20	75,000.000	76,054.500	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	201,000.000	264,946.140	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31	409,000.000	487,814.300	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 5.4% 2023/1/31	175,000.000	213,281.250	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/7/30	25,000.000	24,787.500	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 0.75% 2021/7/30	70,000.000	71,477.700	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/4/30	680,000.000	678,286.400	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	105,000.000	159,208.350	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31	50,000.000	53,580.500	
			SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/7/30	15,000.000	17,158.500	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.15% 2020/7/30	120,000.000	123,022.800		
		ユーロ 小計			18,268,000.000	19,632,266.570 (2,562,207,110)
国債証券 合計					5,953,732,834 (4,684,155,938)	
社債券	アメリカドル	ERSTE GROUP BANK AG 5.5% 2025/5/26		200,000.000	203,500.000	
	アメリカドル 小計			200,000.000	203,500.000 (22,757,405)	
	イギリスポンド	COMPARTMENT DRIVER UK THREE SA 1.223% 2024/1/25		33,952.230	33,935.930	
		E-CARAT 6 PLC 1.57088% 2024/6/18		14,673.570	14,688.090	
		MOTOR 2016-1 PLC 1.3% 2025/11/25		115,000.000	114,807.950	
		PENARTH MASTER ISSUER PLC 1.17088% 2025/3/18		107,000.000	106,664.020	
		SILVA 2018-1UK A 0% 2024/6/20		100,000.000	100,000.000	

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
		WESTFIELD STRATFORD CITY FINANCE PLC 1.66638% 2019/11/4	100,000.000	99,941.000	
	イギリスポンド 小計		470,625.800	470,036.990 (69,095,438)	
	ユーロ	BARCLAYS PLC 2.625% 2025/11/11	200,000.000	203,060.000	
		FCT NORIA 2018-1 0.429% 2038/6/25	100,000.000	100,077.000	
		NORDEA BANK ABP 1% 2026/9/7	150,000.000	149,955.000	
		RABOBANK NEDERLAND 2.5% 2026/5/26	110,000.000	114,669.500	
		UNICREDIT SPA 5.75% 2025/10/28	100,000.000	106,413.000	
	ユーロ 小計		660,000.000	674,174.500 (87,986,514)	
社債券 合計				179,839,357 (179,839,357)	
合計				6,133,572,191 (4,863,995,295)	

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 31銘柄	98.5%	31.4%
	社債券 1銘柄	1.5%	
カナダドル	国債証券 6銘柄	100.0%	1.8%
オーストラリアドル	国債証券 4銘柄	100.0%	0.3%
イギリスポンド	国債証券 15銘柄	84.7%	9.3%
	社債券 6銘柄	15.3%	
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	100.0%	0.2%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 3銘柄	100.0%	0.5%
メキシコペソ	国債証券 5銘柄	100.0%	0.7%
南アフリカランド	国債証券 4銘柄	100%	0.5%
ユーロ	国債証券 83銘柄	96.7%	54.4%
	社債券 5銘柄	3.3%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2018年9月末現在)

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」

資産総額	1,173,097,462円
負債総額	691,230円
純資産総額(-)	1,172,406,232円
発行済数量	916,439,186口
1単位当たり純資産額(/)	1.2793円

(参考情報)

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

資産総額	5,585,079,980円
負債総額	54,112,799円
純資産総額(-)	5,530,967,181円
発行済数量	3,058,305,906口
1単位当たり純資産額(/)	1.8085円

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」

資産総額	166,630,426円
負債総額	132,541円
純資産総額(-)	166,497,885円
発行済数量	155,207,200口
1単位当たり純資産額(/)	1.0727円

(参考情報)

「ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」

資産総額	6,341,400,636円
負債総額	128,905,059円
純資産総額(-)	6,212,495,577円
発行済数量	4,173,504,863口
1単位当たり純資産額(/)	1.4886円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

2017年12月7日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2018年9月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	77本	1,443,671百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		72本	5,837,862百万円
合計		149本	7,281,532百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第30期 (平成28年12月31日現在)	第31期 (平成29年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		12,415	19,097
立替金		49	11
前払費用		127	171
未収入金	2	2	3
未収委託者報酬		1,163	1,585
未収運用受託報酬		2,771	2,642
未収収益	2	1,192	1,384
為替予約		-	0
繰延税金資産		845	860
その他流動資産		5	33
流動資産計		18,573	25,789
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	1,087	946
器具備品	1	449	411
有形固定資産計		1,536	1,358
無形固定資産			
ソフトウェア		8	4
のれん		98	42
無形固定資産計		106	47
投資その他の資産			
投資有価証券		0	3
長期差入保証金		972	1,124
前払年金費用		501	588
長期前払費用		8	25
投資その他の資産計		1,483	1,741
固定資産計		3,127	3,147
資産合計		21,701	28,937

		第30期 (平成28年12月31日現在)	第31期 (平成29年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		86	119
未払金	2		
未払収益分配金		3	4
未払償還金		75	74
未払手数料		392	593
その他未払金		1,385	1,737
未払費用	2	1,141	1,245
未払消費税等		52	150
未払法人税等		263	438
前受金		-	79
前受収益		-	15
賞与引当金		1,884	1,886
役員賞与引当金		141	144
早期退職慰労引当金		37	9
流動負債計		5,465	6,500
固定負債			
退職給付引当金		60	55
資産除去債務		258	262
繰延税金負債		29	74
固定負債計		348	392
負債合計		5,813	6,892
純資産の部			
株主資本			
資本金		2,435	3,120
資本剰余金			
資本準備金		2,316	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,162	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		6,953	11,739
利益剰余金合計		7,290	12,076
株主資本合計		15,887	22,044
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		0	0
評価・換算差額等合計		0	0
純資産合計		15,887	22,044
負債・純資産合計		21,701	28,937

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第30期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	第31期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		3,977	5,202
運用受託報酬	1	9,036	8,890
その他営業収益	1	10,533	12,257
営業収益計		23,546	26,350
営業費用			
支払手数料		1,296	1,830
広告宣伝費		237	208
調査費			
調査費		383	380
委託調査費	1	4,020	4,313
調査費計		4,404	4,693
委託計算費		114	86
営業雑経費			
通信費		53	50
印刷費		63	62
諸会費		31	32
営業雑経費計		148	145
営業費用計		6,201	6,964
一般管理費			
給料			
役員報酬		604	353
給料・手当		3,809	3,960
賞与		2,232	2,232
給料計		6,646	6,546
退職給付費用		256	287
福利厚生費		822	892
事務委託費	1	2,216	2,433
交際費		51	69
寄付金		2	2
旅費交通費		241	243
租税公課		142	231
不動産賃借料		732	735
水道光熱費		64	65
固定資産減価償却費		229	262
のれん償却額		56	56
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		414	363
一般管理費計		11,881	12,194
営業利益		5,463	7,191

	第30期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	第31期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
営業外収益		
受取利息	3	0
有価証券売却益	-	0
為替差益	12	-
雑益	0	0
営業外収益計	16	1
営業外費用		
支払利息	0	-
有価証券売却損	0	-
為替差損	-	34
固定資産除却損	1	-
営業外費用計	1	34
経常利益	5,479	7,158
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	163	119
特別損失計	163	119
税引前当期純利益	5,315	7,039
法人税、住民税及び事業税	1,920	2,223
法人税等調整額	76	29
当期純利益	3,318	4,786

(3)【株主資本等変動計算書】

第30期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
平成28年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569
事業年度中の変動額											
剰余金の配当						6,000	6,000	6,000			6,000
当期純利益						3,318	3,318	3,318			3,318
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	2,681	2,681	2,681	0	0	2,681
平成28年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887

第31期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
平成29年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887
事業年度中の変動額											
新株の発行	685	685		685				1,370			1,370
剰余金の配当							-	-			-
当期純利益						4,786	4,786	4,786			4,786
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	685	685	-	685	-	4,786	4,786	6,156	0	0	6,156
平成29年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
建物附属設備	1,191 百万円	1,346 百万円
器具備品	717 百万円	821 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
未収収益	484 百万円	508 百万円
未払金	1,361 百万円	1,713 百万円
未払費用	173 百万円	356 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）

1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
その他営業収益	4,730 百万円	4,670 百万円
委託調査費	377 百万円	438 百万円
事務委託費	630 百万円	824 百万円
運用受託報酬	4 百万円	48 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年9月8日 取締役会決議	普通株式	6,000	590,667	平成28年9月9日	平成28年9月9日

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	4,842	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****（1）金融商品に対する取組方針**

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成28年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	12,415	12,415	-
(2) 未収委託者報酬	1,163	1,163	-
(3) 未収運用受託報酬	2,771	2,771	-
(4) 未収収益	1,192	1,192	-
(5) 長期差入保証金	972	969	3
資産計	18,516	18,512	3
(1) 未払手数料	392	392	-
(2) 未払費用	1,141	1,141	-
負債計	1,533	1,533	-

当事業年度（平成29年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	19,097	19,097	-
(2) 未収委託者報酬	1,585	1,585	-
(3) 未収運用受託報酬	2,642	2,642	-
(4) 未収収益	1,384	1,384	-
(5) 長期差入保証金	1,124	1,109	14
資産計	25,834	25,819	14
(1) 未払手数料	593	593	-
(2) 未払費用	1,245	1,245	-
負債計	1,838	1,838	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1)未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	12,415	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,163	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,771	-	-	-
(4) 未収収益	1,192	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	907	53	11
合計	17,543	907	53	11

当事業年度（平成29年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	19,097	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,585	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,642	-	-	-
(4) 未収収益	1,384	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	1,051	61	11
合計	24,709	1,051	61	11

（有価証券関係）

前事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	3	3	0
合計		3	3	0

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,661
勤務費用	250
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	8
退職給付の支払額	168
退職給付債務の期末残高	1,745

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
年金資産の期首残高	2,304
期待運用収益	27
数理計算上の差異の発生額	56
事業主からの拠出額	274
退職給付の支払額	168
年金資産の期末残高	2,381

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,685
年金資産	2,381
	696
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	635
未認識数理計算上の差異	174
未認識過去勤務費用	20
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441
退職給付引当金	60
前払年金費用	501
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	441

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
勤務費用	250
利息費用	11
期待運用収益	27
数理計算上の差異の費用処理額	39
過去勤務費用の処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	188
特別退職金	163
合計	351

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
割引率	0.5%
長期期待運用収益率	0.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、68百万円 でありました。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び 確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の 確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、 から の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,745
勤務費用	268
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	20
退職給付の支払額	170
退職給付債務の期末残高	1,832

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
年金資産の期首残高	2,381
期待運用収益	19
数理計算上の差異の発生額	83
事業主からの拠出額	290
退職給付の支払額	153
年金資産の期末残高	2,621

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,776
年金資産	2,621
	845
非積立型制度の退職給付債務	55
未積立退職給付債務	789
未認識数理計算上の差異	242
未認識過去勤務費用	13
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532
退職給付引当金	55
前払年金費用	588
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
勤務費用	268
利息費用	8
期待運用収益	19
数理計算上の差異の費用処理額	35
過去勤務費用の処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	216
特別退職金	119
合計	335

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成29年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券72%、株式23%及びその他5%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数値計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
割引率	0.4%
長期期待運用収益率	0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、71百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	196	206
賞与引当金	581	537
資産除去債務	79	80
資産調整勘定	24	4
未払事業税	55	74
早期退職慰労引当金	11	2
退職給付引当金	18	17
有形固定資産	5	4
その他	9	44
繰延税金資産合計	983	973
繰延税金負債		
退職給付引当金	153	180
資産除去債務に対応する除去費用	13	6
繰延税金負債合計	167	186
繰延税金資産の純額	815	786

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	845	860
固定負債 - 繰延税金負債	29	74

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	33.1 %	30.9 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3	2.1
損金不算入ののれん償却額	0.3	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.8	0.2
所得拡大促進税制による税額控除	-	1.8
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5 %	32.0 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
期首残高	254	258
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	258	262

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	69	-	0	0
合計		69	-	0	0

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,977	9,036	10,533	23,546

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,127	9,200	2,218	23,546

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,735	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,815	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,202	8,890	12,257	26,350

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,186	10,831	2,332	26,350

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,719	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,512	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	13,889 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	4	未収収益	484
							受入手数料	4,730		
							委託調査費	377	未払費用	173
							事務委託費	630		
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,361

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・ マネジメント・イン ク	米国 ニュー ヨーク州	14,286 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	48	未収収益	508
							受入手数料	4,670		
							委託調査費	438	未払費用	356
							事務委託費	824	その他未払金	67
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,645

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	2,815	未収収益	267
							委託調査費	40	未払費用	3
							事務委託費	0		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・イン ベストメント・マ ネジメント・エル エルシー	米国 デラウェア 州	87 百万 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	425	未収収益	35
							委託調査費	1,556	未払費用	135
							事務委託費	81		

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	3,512	未収収益	296
							委託調査費	77	未払費用	17
							事務委託費	10		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・イン ベストメント・マ ネジメント・エル エルシー	米国 デラウェア 州	213 百万 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	363	未収収益	28
							委託調査費	1,427	未払費用	129
							事務委託費	119	その他未払金	1

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	1,564,056 円 75 銭	1,469,634 円 10 銭
1株当たり当期純利益金額	326,685 円 49 銭	456,306 円 62 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益 (百万円)	3,318	4,786
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,318	4,786
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,490

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自 平成29年1月1日 至平成29年12月31日）を対象としております。

【中間財務諸表】**１．中間財務諸表の作成方法について**

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

中間会計期間末 (平成30年6月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2	20,117
立替金		0
前払費用		185
未収入金		14
未収委託者報酬		1,595
未収運用受託報酬		1,817
未収収益		1,400
為替予約		2
繰延税金資産		620
その他流動資産		11
流動資産計		25,766
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,142
器具備品	1	413
有形固定資産計		1,556
無形固定資産		
ソフトウェア		11
のれん		14
無形固定資産計		25
投資その他の資産		
投資有価証券		14
長期差入保証金		1,116
前払年金費用		637
長期前払費用		20
投資その他の資産計		1,788
固定資産計		3,369
資産合計		29,135

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成30年6月30日)

負債の部

流動負債

預り金	95
未払金	
未払収益分配金	4
未払償還金	74
未払手数料	564
その他未払金	707
未払費用	1,401
未払消費税等	135
未払法人税等	321
賞与引当金	966
役員賞与引当金	74
流動負債計	4,345

固定負債

退職給付引当金	59
資産除去債務	339
繰延税金負債	90
固定負債計	490

負債合計

4,835

純資産の部

株主資本

資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	13,996
利益剰余金合計	14,333
株主資本合計	24,300

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0

純資産合計

24,300

負債・純資産合計

29,135

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,830
運用受託報酬	4,526
その他営業収益	6,435
営業収益計	13,791
営業費用	
支払手数料	964
広告宣伝費	51
調査費	
調査費	187
委託調査費	2,300
調査費計	2,488
委託計算費	41
営業雑経費	
通信費	30
印刷費	23
諸会費	13
営業雑経費計	66
営業費用計	3,613
一般管理費	
給料	
役員報酬	290
給料・手当	2,047
賞与	1,354
給料計	3,692
退職給付費用	140
福利厚生費	459
事務委託費	1,292
交際費	29
寄付金	1
旅費交通費	127
租税公課	134
不動産賃借料	384
水道光熱費	31
固定資産減価償却費	1 145
のれん償却額	1 28
資産除去債務利息費用	2
諸経費	227
一般管理費計	6,696
営業利益	3,481

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
営業外収益	
受取利息	0
雑益	0
営業外収益計	0
営業外費用	
為替差損	1
営業外費用計	1
経常利益	3,480
特別損失	
特別退職金	41
特別損失計	41
税引前中間純利益	3,439
法人税、住民税及び事業税	925
法人税等調整額	257
中間純利益	2,256

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
平成30年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044
中間事業年度中の変動額											
中間純利益						2,256	2,256	2,256			2,256
株主資本以外の項目の中間事業 年度中の変動額（純額）									0	0	0
中間事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	2,256	2,256	2,256	0	0	2,255
平成30年6月30日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	13,996	14,333	24,300	0	0	24,300

注 記 事 項

(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 3. 固定資産の減価償却方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価法を採用しております。 (1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

項 目	中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金の計上方法 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。 (3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 平成30年6月30日	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	1,428百万円
器具備品	880百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	-
差引額	1,000百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	143百万円
無形固定資産	30百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	-	-	15,000
合計	15,000	-	-	15,000
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項				
該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項				
該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの				
該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1) 金融商品に対する取組方針	
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。 投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。 デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制	
営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。 営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。 営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。	

中間会計期間

自 平成30年1月 1日

至 平成30年6月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額 (*)	時価(*)	差額
現金・預金	20,117	20,117	-
未収委託者報酬	1,595	1,595	-
未収運用受託報酬	1,817	1,817	-
未収収益	1,400	1,400	-
投資有価証券 その他有価証券	14	14	-
長期差入保証金	1,116	1,102	13
資産計	26,061	26,048	13
未払手数料	564	564	-
未払費用	1,401	1,401	-
負債計	1,965	1,965	-
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていない もの	2	2	-
デリバティブ計	2	2	-

（注）

金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、 未収委託者報酬、 未収運用受託報酬及び 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券

投資有価証券は、投資信託であり、決算日の基準価格によっております。

長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

但し、上記レートがマイナスとなる場合は、割引率はゼロを使用しております。

未払手数料、 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(有価証券関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日				
その他有価証券 （単位：百万円）				
	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	その他 投資信託	5	5	0
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他 投資信託	9	10	0
合計		14	15	0

(資産除去債務関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要	当事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	262 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	75 百万円
時の経過による調整額	2 百万円
中間会計期間末残高	<u>339 百万円</u>

(セグメント情報等)

中間会計期間
自 平成30年1月 1日
至 平成30年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

製品及びサービスに関する情報

(単位：百万円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	2,830	4,526	6,435	13,791

地域に関する情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
6,833	5,379	1,578	13,791

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連する セグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	2,721	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	1,575	投資運用業

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日					
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引					
通貨関連			(単位：百万円)		
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	236	-	2	2
合計		236	-	2	2
(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。					

(1株当たり情報)

中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
1株当たり純資産額	1,620,018円36銭
1株当たり中間純利益	150,423円25銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	2,256百万円
1株当たり中間純利益の算定に	2,256百万円
用いられた普通株式に係る中間純利益	
期中平均株式数	15,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行ないました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 : 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 324,279百万円（2018年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 10,000百万円（2018年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (2018年3月末現在)	事業の内容
株式会社常陽銀行	85,113	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社みずほ銀行 ^{*2}	1,404,065	
株式会社三井住友銀行 ^{*1}	1,770,996	
株式会社横浜銀行 ^{*1}	215,628	
第一生命保険株式会社 ^{*3}	60,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。
日本生命保険相互会社 ^{*4}	1,350,000	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 ^{*5}	324,279	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	
マネックス証券株式会社	12,200	
楽天証券株式会社	7,495	

*1 株式会社三井住友銀行および株式会社横浜銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行ない、新規の募集および販売の取扱いを行ないません。

*2 株式会社みずほ銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行ない、新規の募集および販売の取扱いを行ないません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行ないません。

*3 第一生命保険株式会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行なう場合に限りません。

*4 日本生命保険相互会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行なう場合に限りません。また、資本金の額は、基金および基金償却積立金の総額です。なお、「為替ヘッジなし」のみとします。

- * 5 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行ない、新規の募集および販売の取扱いを行ないません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行ないます。なお、「為替ヘッジなし」のみの取扱いとします。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
- ・ 資本金の額 : 14,286百万米ドル(円貨換算^{*} 約1兆6,143億円、2017年12月末現在)
^{*} 米ドルの円貨換算は、2017年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.00円)によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
- ・ 名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ＵＫ)リミテッド
- ・ 資本金の額 : 94百万英ポンド(円貨換算^{*} 約143億円、2017年12月末現在)
^{*} 英ポンドの円貨換算は、2017年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=151.95円)によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
- ・ 名称 : ブラックロック(シンガポール)リミテッド
- ・ 資本金の額 : 2,721,871シンガポールドル(円貨換算^{*} 約230万円、2017年12月末現在)
^{*} シンガポールドルの円貨換算は、2017年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1シンガポールドル=84.49円)によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
- ・ 名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド
- ・ 資本金の額 : 54百万豪ドル(円貨換算^{*} 約47億円、2017年12月末現在)
^{*} 豪ドルの円貨換算は、2017年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=88.17円)によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行なっています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック（シンガポール）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2018年6月15日 有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成30年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星	知	子	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	島	紀	子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月7日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成30年3月17日から平成30年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成30年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月7日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の平成30年3月17日から平成30年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の平成30年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年8月31日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 素 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 紀 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。